

1. 議事日程（令和元年第4回北広島町議会定例会）

令和元年12月11日
午前10時開議
於 議 場

- 日程第1 一般質問
日程第2 報告第16号 専決処分の報告について（町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて）
日程第3 議案第105号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

一般質問

《参考》

- 湊 俊 文 北広島町職員行動理念について
敷 本 弘 美 ①児童虐待防止対策の取り組みを問う
②がん対策のさらなる取り組みを
伊 藤 淳 ①事業ごとの現場と利用者間にすれ違いがあるのではないか
②新庄小学校プールの跡地利用について
亀 岡 純 一 ①ラジオ放送の受信障害解消を
②地域と家庭と学校を結ぶ教育支援
濱 田 芳 晴 次世代を考えるパート30

2. 出席議員は次のとおりである。

- | | | |
|----------|----------|----------|
| 1番 濱田芳晴 | 2番 美濃孝二 | 4番 湊俊文 |
| 5番 敷本弘美 | 6番 森脇誠悟 | 8番 山形しのぶ |
| 9番 亀岡純一 | 10番 梅尾泰文 | 12番 服部泰征 |
| 13番 伊藤淳 | 14番 中田節雄 | 15番 大林正行 |
| 16番 宮本裕之 | | |

3. 欠席議員は次のとおりである。

- 3番 真倉和之 11番 室坂光治

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

- | | | |
|-------------|------------|-------------|
| 町 長 箕野博司 | 副町長 中原健 | 教育長 池田庄策 |
| 芸北支所長 清見宣正 | 大朝支所長 竹下秀樹 | 豊平支所長 益田智幸 |
| 危機管理課長 野上正宏 | 総務課長 畑田正法 | 財政課長 植田優香 |
| 企画課長 砂田寿紀 | 税務課長 矢部芳彦 | 福祉課長 細川敏樹 |
| 保健課長 福田さちえ | 農林課長 落合幸治 | 商工観光課長 沼田真路 |
| 建設課長 川手秀則 | 町民課長 迫井一深 | 上下水道課長 中川克也 |

消 防 長 石 井 雅 宏 学校教育課長 石 坪 隆 雄 生涯学習課長 西 村 豊
会計管理者 畑 田 朱 美 国土調査事務所長 中 川 俊 彦

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~ ○ ~~~~~

午 前 10時 00分 開 議

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） おはようございます。ただいまの出席議員は13名です。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（宮本裕之） 日程第1、昨日に引き続き、一般質問を行います。質問時間は30分です。質問者及び答弁者は、マイクを正面に向けて、簡潔に行ってください。4番、湊議員の発言を許します。

○4番（湊俊文） 4番、湊俊文でございます。一般質問の通告をしております北広島町職員行動理念について、質問をいたします。北広島町には、町民一人一人がどのようにあるべきかを明確にした北広島町町民憲章が、合併10周年を節目の平成27年2月1日に制定されております。庁舎の玄関口に石碑がございます。また、各支所にも掲示されております。議会においても、平成27年4月1日に議会及び議員の行動指針となる北広島町議会基本条例が制定されております。将来、消滅する自治体とならないように、持続可能な社会の実現に向けて議員研修等で自己研鑽し、時代に即した政策立案やチェック機能のさらなる充実強化は基より、議会のホームページ等を利用した議会の発信力の強化や議会改革にも取り組み、しっかりと議会の役割を果たそうというのが条例の趣旨でございます。現在、時の流れの変化に即応して、基本条例の内容の見直しを議会改革調査特別委員会で行っております。住んでみたい北広島町、住んでよかった北広島町を誰もが思い、互いに支え合いながら、共生できる地域社会づくりに向けて活動しております。町民憲章の作成時は、地方分権時代を迎えていました。現在は少子化、高齢化、長寿化、生産年齢人口の減少といった社会構造の急速な変化に行政も悩まされております。令和という新たな時代を迎え、今、時代はますます複雑化、多様化、高度化するさまざまな住民ニーズに対し、いかにスピーディーに的確な行政サービスをするかが問われていると思います。また、行政の経営は、合併特例債、過疎債の終わりが来ております。地方分権で事は増大する一方、行政改革、財政改革で職員は減少し、予算規模も縮小するという相反する

難題を抱えております。そうした中で、大きな成果を上げる行政の組織体制づくりが喫緊の課題と考えております。それを実現するために、職員の能力を向上させ、それを有効に活用することが必要と考えます。そこで、組織を構成する職員の意識改革やその能力開発の重要性を認識し、北広島町の目指すべく職員像を明確にする必要があると思います。住民に身近な役場としての責務を果たすためにも北広島町職員の行動理念を策定、制定することを提案したいと考えますが、町のお考えを伺います。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 住民に一番身近で、行政サービスを提供する自治体職員に求められる役割は大きなものがあると思っております。職員の行動理念でございますけれども、現在、北広島町人材育成基本方針において、目指すべき職員像を明確にし、意識と能力の向上に取り組んでいるところでございます。また、北広島町まちづくり基本条例において町職員の責務を、北広島町職員倫理要綱において職員としての基本的な心構えなどを明記をしております。これらを行動理念として整理をするということにつきましては、住民の皆さんに理解していただくことや、職員自身が意識を持つ上で有効な手法の一つではあると思っております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） 有効であるという言葉いただきましたので、必要性は感じていただいております。では、私なりに職員の行動理念を深掘りしてみたいと思います。その前に、職員の皆さんが採用時の宣誓をしておられるので、思い出していただきたいと思います。その上で、まずは使命ですが、北広島町を愛し、住民の幸せのために、変化する時代に前例踏襲主義ではなく、新しいことに果敢に挑戦し、笑顔あふれる、住んでよかったと思える北広島町のまちづくりを町民とともに目指す。これが町職員の使命と考えますが、いかがでございませうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 議員ご指摘につきましては、職員の重要な使命の一つと考えております。先ほどの人材育成基本方針にも、幅広い視野と前例にとらわれない斬新な発想と創造力により、業務を行うことができる職員ということの一つの職員像として掲げております。職員の責務として、誰もが住んでみたい、住んでよかったと思える北広島町の実現を目指して取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） ありがとうございます。人材育成の観点からということですが、そのとおりだと思っております。次に、価値観ですが、北広島町が理想とするまちづくりのビジョンを全職員で共有し、組織の目指す姿を掲げ、それを実現するための基本的価値観を共有することであろうと考えますが、いかがでございませうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 本町では、まちづくり基本条例におきまして、まちづくりの理念と町と住民の権利や責務を想定し、第2次長期総合計画において、目指す町の将来像を掲げているところでございます。これらを全職員で共有するとともに、住民の皆さんとも共有し、まちづくりに取り組んでまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） ありがとうございます。それでは、使命及び価値観を共有した具体的な行動指

針というものを考えてみたいと思っております。まずは、郷土愛と、行政のプロとして自分の仕事に誇りと責任を持つこと。そして、我々議会報告会でも町民の声として多く出ているのが、笑顔の対応とスピーディーな対応が欲しいという意見でございます。住民の心を和らげ、CS、これは顧客満足度とありますが、ここでは、住民満足度といたしましょうか、そういう意味で、笑顔で挨拶し、接遇するということでございます。そして公務員として、全体の奉仕者であり、公平・公正、誠実な行動をすること、さらに住民目線でスピーディーな対応と高いコスト意識を持って、経営感覚を取り入れた成果を追求することであろうと思います。また、自己研鑽をし、業務遂行のため、絶えず自分を成長させ、広い視野と能力を高めたいという、意欲を持ち続けることであろうと思います。確かに休日にもかかわらず、セミナーや講演会等で勉強と人間関係づくりをしている職員を見ることがございます。前例や習慣にとらわれず、飽くなきチャレンジ精神と向上精神を持ち続けること。そして、もっと住民の信頼関係を築くため積極的に現地へ出向き、意見を聞き、ICT等を活用して情報を発信することであろうと思います。最後に、縦割りから横連携の行政を行うため、職員相互が連携し、支え合い、風通しのよい組織を目指すということであろうと思います。これは、先ほどはCSも出ましたが、今回はESでございます。職員満足度でございます。これがアップすると思うからでございます。以上のことが考えられると思いますので、私が他の市町の例を参考にし、了解の下にまとめた試案を提案いたします。お手元に配布しております案をご覧くださいながら、お聞きいただきたいと思っております。北広島町職員行動理念案。私たちの使命。私たちは、北広島町の顔であることを認識し、住民及びお客様目線で対応し、気持ちよくご利用いただき、笑顔で帰っていただける役場を目指します。そして、住んでみたい北広島町、住んでよかった北広島町のまちづくりを実現する。私たちの価値観、行動指針。1つ、私たちは、北広島町を愛し、自分の仕事に誇りと責任を持ちます。2つ、私たちは、挨拶を忘れず、公務員として、公正公平、誠実に行動します。3つ、私たちは住民起点で、コスト意識とスピード感覚で成果を追求します。4つ、私たちは自己研鑽し、飽くなきチャレンジ精神と向上心を持ち続けます。5つ、私たちは、住民と信頼関係を築くため、積極的に現地へ出向き、意見を聞き、ICT等を活用し、情報を発信します。6つ、私たちは、職員相互に連携し、支え合い、風通しのよい組織を目指します。以上であります。我々議会も議会基本条例に基づき、町民の負託に応えるよう、日々、議会及び議員活動しております。町民憲章と同様に、職員も理念、趣旨に基づいて行動するよう、職員の行動理念または行動規範を合併15周年で作成、制定してはいかかと思えますので、町長の所見をお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 行動理念、ご提案をいただきましてありがとうございます。先ほども申し上げましたけども、本町の職員の目指すべき職員像は、北広島町人材育成基本方針に盛り込んでおります。これを本町の職員が認識して行動することは基より、住民の皆さんにも職員の行動理念として、しっかり伝えることは大変意義のあるものだと思っております。こうした行動指針等、前向きに検討してまいりたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 湊議員。

○4番（湊俊文） 職員の行動理念、または行動規範というのは、不祥事が起きたとか、事件が発生したときに、コンプライアンスを主体に作成することがございます。今回は、職員の意識改革と人材育成、先ほどから人材育成という言葉が出ております。ここでいう人材の財は、材料

の材ではございません。職員は財産であります。そういう意味から財産の財でございます。その人財育成ということでございます。そういう視点から、先ほどいろいろ条例等の中で盛り込んでおるといってございますが、そういう意識改革とか人財育成、こういう理念を浸透させるためには、個別に制定し、意識改革、人財育成への取り組みの指針とすべきと考えておりますので、前向きにお考えいただきたいと思っております。以上で終わります。

○議長（宮本裕之） これで、湊議員の質問を終わります。次に、5番、敷本議員。

○5番（敷本弘美） 5番、敷本弘美でございます。先に提出をしております通告書に従い、1つ目の質問をいたします。初めに、本町における児童虐待防止対策の取り組みについて、お伺いをいたします。先月11月は、厚生労働省が定める児童虐待防止推進月間で行っていただきました。私も国会議員、また広島県女性議員の皆様と、オレンジリボン街頭に立たせていただきました。子どもの命を守る児童虐待防止法は2000年11月に施行され、2004年10月、さらには2008年4月に改正し、現在に至っております。しかし、虐待件数は少子化の進む中、年々増加をしており、昨年3月、目黒女児虐待事件、5歳児の女児のあまりにも残酷な事件は記憶から離れません。また、先月福岡では、1歳児をエアガンで狙撃した虐待の発覚、そして、今月2日に起きた島根県安来市での小学4年生男児虐待事件では、保護施設に入所していたが、保護解除直後に尊い命を落とすという、とても残念な痛ましい事件が起きました。残酷極まりない虐待により、幼い命が奪われる事件が多発する中、今年6月、児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法が成立し、一部を除き、2020年4月から施行されることになりました。改正法は、親等による体罰の禁止や児童相談所の体制強化及びDV対策を担う機関との連携、強化等が柱となっております。今年7月、文教厚生常任委員会で広島県に3か所あるこども家庭センターのうち、西部こども家庭センターへ視察に行きました。センターは、プライバシー保護もされており、これまで別々の組織であった児童相談所、また知的障害者更生相談所、婦人相談所の機能を統合した子どもと家庭に関する総合的な相談、援助機関となっております。児童虐待に関する通告、相談、調査及び指導は、児童虐待対応課にて対応されておりました。西部こども家庭センターでの過去3年間の虐待相談件数は、平成28年度777件、29年度703件、30年度833件となっており、一時保護の年間実人数は、平成28年度152人、29年度159人、30年度182人と、もう年々増加をしており、全国でも相談件数は増加傾向にあります。虐待による痛ましい事件は、後を絶たない状況が続いております。我が北広島町の子どもたちは大丈夫だろうか。もう誰にも言えず、一人悩み、苦しんではいないか。関係機関、また地域とみんなが未来の宝である子どもたちの人権、命を守るため、児童虐待のない、全ての子どもたちが健やかに成長できることを願い、本町における児童虐待防止対策の取り組みについて、お伺いをいたします。初めに、過去3年間の児童虐待に関する相談、通報件数を種別に伺います。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 過去3年間ということでございますので、平成28年度以降の3年間でお答えいたします。本町における新規児童虐待通告件数、平成28年度、身体的虐待14件、性的虐待2件、心理的虐待5件、ネグレクト10件の合計31件です。また、平成28年度ですが、身体的虐待6件、性的虐待ゼロ件、心理的虐待19件、ネグレクト13件の合計38件でございます。さらに、昨年度平成30年度ですが、身体的虐待1件、性的虐待ゼロ件、心理的虐待9件、ネグレクト17件の合計27件でございます。

- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 3年間の虐待通報件数を答弁いただきました。虐待には大きく分けて4種類ございます。本町の過去3年間の種別の虐待件数は、ネグレクトもかなり多いということが分かりました。このネグレクトは、保護の怠慢からくる育児放棄がネグレクトに当たるとは思いますが、このネグレクト、十分な食事を与えないであるとか、また、衣類を着替えさせない、また必要な医療を受けさせない等ですけれども、特に乳幼児であれば、定期健診を受けていないということで、チェックをすることができるのではないかと思います。その辺のチェックはされていますでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 健診のチェックでございます。乳幼児健診、乳児健診、1歳半、3歳児健診についてでございますが、こちらのほう受診されていない方につきましては、保健師のほうから声をかけさせていただいて、次の健診に声をかけさせていただくこと、併せて、未受診の方に関しては、訪問等で子どもさんの状況、保護者の方の状況のほう確認をさせていただいているところでございます。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 保健師が声をかけ、また、訪問等で声をかけてくださっているということでございます。次の児童虐待防止を強化するための取り組みとして、母子保健と、また子育て支援が一体となったワンストップサービスによる切れ目のないサポートをしていくネウボラきたひろしまでございまして、先ほど、先に課長のほうから答弁をいただきましたので、省かせていただきます。次に、虐待の早期対応の一つに、地域やまた学校、保育所からの通告があります。その中で、学校や保育所から、児童相談所等へ通告後、行政が行う保護者への対応をお伺いしたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） 児童虐待通告の初期対応につきましては、虐待の内容や状況など、個別ケースにより、その対応の仕方は異なっております。保護者に対し、まず、事実確認を行う場合もございますが、児童の生命に危険が感じられるようなケースにつきましては、保護者の同意なく、児童を一時保護する場合がありますので、一律の対応とはなりません。あくまでもそれぞれのケースごとの対応ということになってまいります。以上です。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） それぞれのケースごとの対応ということでした。しかしながら、最終的には保護者のほうにご連絡、また説明をしなければいけないと思っておりますけれども、それは、どこから保護者のほうには連絡がいくようになっておりますでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） 保護者への連絡でございますが、こちらにつきましてもケースごとでいろいろでございます。町から行くこともありますし、学校や保育施設から連絡をすることもあります。それからこども家庭センターのほうに関わりがある場合は、そちらから連絡がいく場合もございます。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 通告者の多くは、虐待を疑う場合、通告の義務が課せられているという、この法の趣旨は理解をしているけれども、通告するべきか、またしないべきか、迷いが生じ、特

に、先ほど課長おっしゃられました保育所、また学校から通告を保護者のほうにご連絡をされる場合もあるとおっしゃられたんですけども、この学校や保育所から通告をしたことが保護者に知れると、保護者との関係性が険悪になってしまうということが一番怖いとの声をいただいております。早期発見、早期対応のための通告であります。通告者のプライバシーを守り、また心理的負担のないよう、行政の対応が求められると思いますが、いかがお考えでしょうか。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 虐待の通告は、虐待があったということだけでなく、疑いがある、もしかしたら虐待かもしれないという場合も通告の義務というのが現在法で定められておりますが、これにおきましては、今おっしゃったように、学校や保育施設からその疑いがあるということで通告をされるケースもございますが、そのことによって、保護者と施設の職員さんの関係が悪化するということも考えられます。ですが、やはり子どもさんの命を守る観点の上では、やむを得ない場合もありますが、その関係性が悪化しないために、現在対策としまして、保護者に法のご理解をいただくことと、虐待防止の対策として、このように動いておりますということをしっかり分かっていただくように、施設の職員さんには通告の義務が課せられているということをご理解くださいということで、現在、保育施設を適宜巡回して、保護者の方が集まる機会に説明をするなどしておるところでございます。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 現在、各保育所等々回られて、説明をされていらっしゃるということですので、その辺、本当にプライバシーも守られ、疑いがあれば、すぐに通告が入るような形をしっかりとっていただければと思います。続きまして、在宅支援の現状と課題、また今後の取り組みについてをお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） 在宅支援の現状と課題、今後の取り組みについてでございます。虐待が発生した後の在宅支援の現状としましては、こども家庭センター、民生委員児童委員、その他関係機関と連携しながら、さまざまな角度から支援を行っているところです。しかしながら、児童虐待に至る背景には、育児に対するストレス、保護者の養育能力、経済的な不安定、親族や地域社会から孤立した家庭などさまざまな要因があり、それらを根源から解決するということが非常に難しいという点が大きな課題でございます。しかし、予防の観点から見ますと、現在、ネウボラきたひろしまでは、マイ保健師が妊娠期から継続的に関わりを持つことで、子育て家庭の不安の軽減や児童虐待の予防、早期発見、早期支援につなげていく取り組みを行っております。身近な場所で相談できることが、子育てに対する安心感の醸成につながっていくと考えておりますので、今後も相談支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） さまざまな取り組みを行ってくださっていることがうかがえました。この在宅支援というものは、本当に心を砕いていかないといけないところでもございまして、家庭に関わるということは容易ではないということが分かります。しかしながら、何度も足を運ぶことにより信頼関係が生まれ、必ず改善の方向へ向かっていくことを確信をし、関わり続けていただくことをお願いをいたします。2020年4月から施行される児童福祉法等改正法を受け、北広島町はどのようなことを実施しようとしているのかをお伺いします。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

- 福祉課長（細川敏樹） この度の児童福祉法の改正におきましては、体罰禁止についての法定化など子どもの権利擁護、児童相談所の体制強化と設置促進、子ども家庭福祉に携わる者に関する資格化も含めた資質向上のあり方の検討、DV対応と児童虐待対応との連携強化、関係機関間の連携強化等が法に定められました。本町では、この法改正を受け、今後の国や県の動向を見据えながら、引き続き、ネウボラきたひろしまを中心に相談支援の強化を図ってまいりたいと考えております。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 法改正を受け、今後の動向を見据え、行われるということでございます。子どもの命、また子どもの笑顔を守るために、全力で取り組んでいただければと願います。次に、提案ですが、児童虐待、早期発見のためのポイントと、分かりやすくまとめた児童虐待防止対応マニュアルを作成し、また、家庭、地域、保育所、学校等で活用できるよう考えてみてはどうかと思います。現在、このようなA4版の「防ごう！子ども虐待」というものが福祉課のほうから、子どもさんを持つ保護者に配布をされておりますが、発見のポイントを分かりやすくまとめた児童虐待防止対応マニュアルの作成のお考えはないかを伺います。
- 議長（宮本裕之） 福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） 児童虐待防止対応マニュアルにつきましては、現在、福祉課において作成中でございます。このマニュアルにつきましては、保育所や学校を含む要対協の関係機関で共有し、実務的に活用するという方向で考えております。これに対しまして、一方、家庭や地域に対しましては、これまでと同様に簡易なパンフレットなどを活用しまして、虐待が疑われるときの早期通告のための全国共通ダイヤル189で、最寄りの児童相談所へつながる点の周知など、広く児童虐待防止に対する啓発を引き続き行ってまいりたいと考えております。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 作成中ということでございます。安心をいたしました。最後に、この児童虐待ゼロを目指しての北広島町の考えを町長にお伺いをいたします。
- 議長（宮本裕之） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） 全国的に見ても、この児童虐待の通告件数は年々増加してきております。幼い尊い命を失う案件も数多く起きております。子どもの命を守るのは私たち大人の責任であります。児童虐待に対する予防啓発、早期発見、発生時の迅速な対応、その後の支援、そうした一連の行動を切れ目なく行うことが重要だと考えております。子どもの権利が守られ、健やかに育つ社会の実現に向け、こども家庭センター等々の関係機関との連携を図り、児童虐待ゼロを目指して引き続き取り組んでまいりたいと考えております。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 町長の児童虐待ゼロを目指すご決意を伺い、虐待を起こさせない社会の実現に向け、私自身も死力を尽くしてまいりたいと申し上げ、1つ目の質問を閉じます。続きまして、がん対策のさらなる取り組みについてでございます。現在、日本人の死因で最も多いのががんと言われており、今や国民の2人に1人が一生のうちに何らかのがんにかかり、3人に1人ががんで亡くなる時代とも言われております。しかし、がんは早期発見、早期治療により治せる病気へと変わりつつもあります。私ども公明党は、国民の命を守るため、このがん対策に率先して取り組んでまいりました。2006年、がん対策基本法が制定され、ここから日本のがん対策が本格化いたしました。この基本法に基づき策定された基本計画により、着実にがん

対策は推進されてきております。国のがん対策基本計画では、平成19年度から10年で、がんによる75歳未満の年齢調整死亡率を20%減少させることを、全体目標として取り組んでいましたが、目標達成が困難との予測から、平成27年12月、厚生労働省は、活力ある健康長寿社会を確立するために、死亡率減少につながるがんの予防、がんの治療、研究、がんとの共生の3つを柱とするがん対策加速化プランを策定し、次期がん対策推進基本計画策定までの残された期間で、短期集中的に実行すべき具体策が示されました。がん対策日本一の実現を目指し、推進する広島県の市町別がん検診率、平成28年度の受診者数と受診率ですが、がんの種類により対象年齢は異なっております。まず、胃がんは、50歳以上が対象です。子宮頸がんは20歳以上、その他、肺、大腸、乳がんは40歳以上が対象となっております。まず、胃がんの受診者数ですが、広島県全体で9万4441人、受診率は7.0%、肺がん受診者数は33万927人、受診率6.8%、大腸がん受診者数は21万1897人、受診率7.5%、子宮頸がんは5万8571人、受診率16.3%、乳がん受診者数4万6098人、受診率15.2%です。この数字は広島県23市町の平均でございます。初めに、北広島町のそれぞれのがん受診者数と受診率をお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課からご答弁させていただきます。平成28年度の北広島町のがん検診受診者数と受診率でございます。まず初めに、胃がん検診の受診者数は713人、受診率は13.7%、肺がん検診の受診者数は1049人、受診率は13.8%、大腸がん検診の受診者数は1015人、受診率は13.3%、子宮頸がん検診の受診者数は573人、受診率は17.1%、乳がん検診の受診者数は523人、受診率は20.5%となっております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 先ほどのご答弁によりますと、北広島町のがん検診受診率は、全国平均、また県平均より若干高いと思われま。受診率向上につながる工夫は何かされていらっしゃるのでしょうか、伺います。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 受診率向上についての取り組みでございます。平成28年度のがん検診は、先ほど申しましたように県平均を上回っておりますが、国が示すがん検診受診率には達していません。医療機関でのがん検診でありますとか、人間ドック検診、あとは集団健診でのがん検診を周知し、受診勧奨につなげているところでございます。医療機関でございますとか商工会などの職域等関係機関と連携し、がん検診を受けやすい環境づくりでありますとか、受診行動につながる声かけなどを行い、がん検診の受診勧奨に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） 周知徹底をしてくださっているということでございます。この声かけは、コールリコールもされていらっしゃるということではないかと思うんですが、なかなか思うような受診率には結び付いていないのが、これ北広島町だけではございません。現状ではないかと思われま。粘り強く行うことで、この受診率向上につながると思います。引き続き、努めていただければと願います。国は、がん検診受診率を50%、また、精密検査受診率を90%を目標としておりますが、まだまだどのがん検診率を見ても、目標には届いていないのが現状

だと思っておりますが、がん検診率50%、精密検査受診率90%を目指した本町の取り組みはどのようにされているかをお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 北広島町の取り組みといたしましては、がん検診に併せて特定健診も受けていただくような体制を整えております。併せて、コールリコールにつきましても、未受診者の方には電話等での受診勧奨をさせていただいているところでございます。併せて集団検診につきましても、土曜日での集団健診でがん検診を受ける体制を作っております。また、精密検査につきましても、平成27年度の精密検査受診率の平均は91.5%となっておりますが、国の目標にはおおむね達してはおりますが、やはり精密検査を受けなければ早期発見、早期治療に結び付かないため、こちらも引き続き、精密検査の受診勧奨を行い、未把握、未受診者の減少に取り組んでまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） さまざま工夫をしてくださっていることがうかがえます。特に精密検査の受診勧奨など、本当に大切な重要なことだと思いますので、しっかり力を入れ、取り組んでいただければと思います。続きまして、がん患者のアピアランスケア相談窓口の件でございます。次の質問にも関連しますが、がん患者の治療に伴う外見変化に対する意識が近年高まってきており、また、がん医療の進歩により、生存率の改善や通院環境の整備により、仕事をもちながら通院をしている患者さんも多くいらっしゃいます。そこで、本町にアピアランスケアの相談窓口はあるのかをお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） アピアランスケアについてでございます。議員おっしゃいましたように、アピアランスケアとは、がん治療による外見の変化に対し、医療者が行うケアを指しております。単に変化前の外見に戻すのではなく、自分らしく生きられるよう、外見とともに周りの環境や患者本人の気持ちを整えるサポートをします。治療を受けながら仕事や家事などを行う人が増える中で、アピアランスケアはとても重要と考えております。しかし、町にはアピアランスケアに特化した相談窓口は、今現在は設けておりません。そのため、がん診療連携拠点病院のがん相談支援センターなどを紹介させていただいている現状でございます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 敷本議員。

○5番（敷本弘美） このアピアランスケアはとても重要だとおっしゃられました。多くの方が、がんと宣告をされたときから不安と葛藤しながら、日々生活をしております。また、多額の治療費に加え、抗がん剤、放射線治療は副作用を伴い、手術後、特に女性は、男性もですが、脱毛など外見的な心痛もあります。そのようなことを相談する窓口があれば、また患者の心が少しでも軽くなり、何より相談の受け皿があるというこの安心感につながるのではないのでしょうか。このアピアランスケア相談窓口の体制を整えていただきまして、周知していただければと思いますが、再度の答弁をお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 保健課長。

○保健課長（福田さちえ） 保健課の保健師、または栄養士が相談に乗れる体制を今後整えてまいります。併せて、町広報紙などにおきまして、先ほどのがん相談支援センターなども含めまして、相談窓口を周知してまいります。以上でございます。

- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 相談窓口を周知して下さるということでございます。続きまして、先ほどの質問と関連をいたしますが、がん患者の放射線治療や抗がん剤治療の副作用で脱毛になり、医療用ウィッグ、かつらでございます。それや帽子は、患者にとっては必需品になってきます。全国のまだ全体ではございませんけれども、いくつかの自治体がこの購入費用の一部助成をされていますが、この医療用ウィッグ購入に助成をしていこうとの考えはあるかをお聞きいたします。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） がん治療の方の社会参加や自分らしい生活を送ることを応援するためのウィッグ購入助成事業につきましては、先駆的に取り組んでいる横浜市でありますとか、山口県などの自治体の取り組みを参考に、今後研究してまいります。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 今後研究ということでございます。私の知人に、このがん治療をしながら、仕事をしている友人が数人います。その中の一人の彼女は、3年前に乳がんの宣告をされ、手術後、抗がん剤治療、また放射線治療を現在も行いながら職場復帰をしております。医療機関から、このウィッグを購入したらということで紹介され、ウィッグ購入をしに行くんですが、本当に自分の頭の形、普通の帽子とは違いまして、形をとってウィッグを作るということで、かなり高額な金額になりまして、一番安いもので、そこで4万円だったそうなんです、その4万円のウィッグを購入をされたそうです。その購入の費用の助成はないのかということを探ねられました。私も、先ほど課長おっしゃられましたが、このウィッグ購入助成をしている市町を調べましたら、まだ全国そんなにたくさんはないんですけども、東北のほう秋田とか山形とか、そういうところは全市町が助成をされているんですが、この中国地方で調べましたら、鳥取県、島根県が全市町が助成をされています。多額な金額ではないんですけども、かつらでしたら、その購入費の2分の1、また上限が2万円、山口県の宇部市では上限3万円ということで、この近辺の県では助成がされていました。この購入費用の全額とは申しませんが、多くの女性の声が届いております。がん患者に寄り添う取り組みの一つとして、購入費の助成に対する考えを再度お聞きをしたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 購入費の助成についてでございます。先ほども申しましたように、先駆的に取り組んでおります自治体を参考にしまして、今後積極的に研究してまいります。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 研究、検討して下さるということです。多くの、特に女性の声にお応えいただけるような研究結果になることを期待をいたします。続きまして、同様の質問になると思いますが、女性特有の乳がんで乳房をなくされた方を対象に、乳房補整具、また購入費用の助成についてお伺いをいたします。保健課長も女性ですのご存じだとは思いますが、この乳房補整具の一つに、シリコンで自分に合ったバストの形を作る人工乳房というものがあります。また、ブレストケアブラといって、乳がん手術後の思いやりを形にしたノンワイヤーブラといったものが、この乳房補整具に当たります。先ほどの医療用ウィッグの助成と重なりますが、この購入費助成への考えはおありかをお伺いをいたします。

- 議長（宮本裕之） 保健課長。
- 保健課長（福田さちえ） 乳房補整具につきましても、先ほどのウィッグ同様、既に取り組んでいる自治体もございます。そちらのほうを参考に、今後、こちらのほうも積極的に研究してまいります。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 早い時期に真剣に考えていただきまして、この女性特有のがん患者に、特に乳がん手術後の形を整えるための乳房補整具に、町として一部助成をと、切に願います。次に移ります。第3次広島県がん対策推進計画に、学校教育におけるがん教育の実践とあります。国も学校におけるがん教育について、平成26年度から実施すべき具体策として示されておりますが、この国、県の方針を受け、北広島町の取り組みと、がん教育のプログラムが導入されていれば、その内容をお伺いします。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 議員おっしゃいますように、がん対策基本法のもとで、政府が策定しました第3期がん対策推進基本計画において、国は全国での実施状況を把握した上で、地域の実情に応じて、外部講師の活用体制の整備、がん教育の充実に努めることとされております。北広島町内の小中学校におきましても、学習指導要領に則して、体育、保健体育の内容として指導しております。その内容としましては、がんとはどのような病気なのでしょうか。我が国におけるがんの状況、がん予防、がんの早期発見とがんの種類、がんの治療等があります。町教育委員会としましては、児童生徒ががんについて正しく理解ができるようにするとともに、健康と命の大切さについて、主体的に考えることができるようにすることを目指し、発達段階に応じまして、指導が適切にできるよう取り組んでまいります。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 小中学校の保健体育の授業で、このがん教育がされているということですが、これは全小中学校でしょうか。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 今現在は、先行実施ということでございますので、小学校が9校中8校でございます。中学校が4校中3校でございます。がん教育に関しましては、文科省は、小学校が令和2年度から、中学校は令和3年度から全面実施ということでございますので、それに向けて取り組んでまいりたいというふうに思っております。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 現在、9校中8校、4校中3校、がん教育がされているということでした。昨年10月、文部科学省が全国でのがん教育の実施状況について、初めて調査をし、その結果が取りまとめられ、公表されました。国公立の小学校、中学校、また義務教育学校高等学校、中等教育学校、特別支援学校の回答総数が3万7375校で、このうちがん教育を実施した学校の割合は全体の56.8%でした。また、このがん教育の実施方法で一番多かったのは、先ほど課長の答弁にもございました保健体育の授業で92.8%、また外部講師を活用した学校の割合は、思ったより少なく12.6%でした。本町もこのがん教育をされているということですので、今後可能な限り、がん経験者や、またがん専門医である外部講師を活用し、健康と命の大切さやがんに対する知識や理解をより深めていくためにも、ぜひ、その外部講師を活用してのがん教育の取り組みをしてはどうかと考えますが、お考えを伺います。

- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 先ほど言いましたように、全面実施というのが令和2年度、令和3年度でございますので、その外部講師につきましても研究させていただきたいというふうに思います。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） 最後になりましたが、この北広島町におけるがん対策、がん患者に寄り添う町長のご所見をお伺いいたします。
- 議長（宮本裕之） 箕野町長。
- 町長（箕野博司） 今、日本人の2人に1人が一生のうち一度はがんにかかり、3人に1人ががんで亡くなる時代と言われております。本町の死亡原因の第1位もがんとなっております。そのため、町としても広島県や医療機関等関係機関と連携し、積極的にがん対策に取り組んでまいります。また、がんと診断されたときからの患者とその家族一人ひとりの体や心などのさまざまな辛さを和らげ、自分の望む生活を自分らしく送ることができるように支えていく緩和ケアについても、医療従事者や介護関係者などとともに取り組む体制を構築していきたいと考えております。町民誰もががんに対する理解を深め、尊厳を持って安心して暮らせていただけるよう努めてまいりたいと考えております。
- 議長（宮本裕之） 敷本議員。
- 5番（敷本弘美） とても心強く感じました。患者に寄り添う本町のがん対策が、さらにさらに前進しますことを願ひまして、私の質問を閉じます。
- 議長（宮本裕之） これで、敷本議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。11時15分から再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午前 11時 05分 休憩

午前 11時 15分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

- 議長（宮本裕之） 再開いたします。次に、13番、伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 13番、伊藤淳です。10月に議会報告会がありました。アンケートの感想の中に、議会報が読みやすくなったという感想、ご意見がございました。広報特別委員会7人の働きが評価され、うれしく思いました。これからも精進していきたいと改めて思い直した、感想を見た瞬間でした。では、一般質問に入りたいと思います。1つ目の事業ごとの現場と利用者間にすれ違いがあるのではないか。こちら前回の一般質問の残りになります。力不足で聞けなかった部分の残りです。1つ目、只今倶楽部についてお聞きいたします。只今倶楽部の現在の登録人数、また、只今倶楽部の予算と活動内容をお聞きいたします。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 只今倶楽部のことでございますが、現在の登録者はいないということで

ございます。それと、只今倶楽部に関係する予算も、特記して予算を組んでいるような今状況にはございません。それから活動内容でございますが、登録者、登録をいただくということで、成人式で一応パンフレットを配らせていただいているということでございます。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 以前に聞いた質問でも、こちら只今倶楽部に関してはあるのですが、内容としては、あのときもう少し人数がいた、ほとんどいなかった状態のようにも思うんですが、今は、登録人数がゼロということで、今後の計画として、これは推進していこうとしているものなのかどうかをお聞きします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 只今倶楽部に限らず、交流人口であったりとか、関係人口というのは、これから大きな施策の柱になってくると思います。ただ、この只今倶楽部そのものにつきましては、現在のところ、先ほど申しましたように、パンフレット配布などにも反響がないということで、特に、これは若い方ということが対象でございますので、こういった手法的にはなじまないのではないかとこのように現在思っております。今後は、より若者にマッチしたような手法で取り組みを進めていきたいというふうには思っております。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 町外への直接の発信力としては、私もこの只今倶楽部、発信できる媒体があるというのはすごくいいものだなとは思っています。ただ、現代に合ったものということである、SNSのほうでいうと、いろんな形がある。情報発信や共有の仕方にも多くの形がある。ターゲットが若い方という、それぞれすべてを網羅して、総合力として発信していくというのが現代にマッチした、若い者にマッチした発信力かなと思います。要は、メールアドレス1本で全部発信できるのが一括して業務をする側、手間としては楽だというのは確かにあるんですが、手間をかけないと結構発信力としては弱いというのも、今の広告のやり方としてはある課題でもあると思うので、現代に合った形を改めて模索していただきたいなと思います。その中で、ふるさと納税として、きたひろ応援ファンドなどがございます。こういったことを只今倶楽部などで送信できるか、または本年度、きたひろ応援ファンドに関しては送信したかをお聞きいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 応援ファンドということでございますけども、本年も今現在1事業がふるさと寄附を公募しているという状況でございます。その中で、この応援ファンドにつきましては、基本的には寄附を募るという行為は、応募側のスキームだと思っております。町サイドとしては、ホームページ上で寄附を募るといったようなことを考えているところでございます。また、応援ファンドに限らず、ふるさと納税につきましては、今、ふるさと納税の応援隊などもございます。そういったところも通じまして、皆さんに発信をしているというふうな状況でございます。今年の応援ファンドにつきましては、倶楽部員おりませんので、只今倶楽部の会に関しては情報提供は、今は事実上できていないというようなことでございます。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 今は会員がゼロということであれば、そうなんですが、仮にいた場合はすることは可能かどうかをお聞きいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

- 企画課長（砂田寿紀） 先ほど申しましたように、きたひろ応援ファンドにつきましては、町のスキームとしましては、ホームページに掲載して、ふるさと寄附を募るということで対応させていただいております。ですから、対個人に対しましての寄附のお願いというのは、この応援ファンドを使われる事業者側のスキームとして考えておりますので、そちらの方がされるということになっております。
- 議長（宮本裕之） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 只今倶楽部に関しては理解できましたが、1点ちょっと通告外になるかもしれないんですが、応援ファンドに関してになるんですが、応援ファンドは、町の事業としてやっている。それを推進していく立場でいったとき、応募者側がこういったことを発信できないという提案に対して、あった場合、ホームページに掲載するだけでというような説明の仕方では、応募者も応援ファンドを使おうかなという感覚にならないのではないかなという疑問が今ありまして、実際にクラウドファンディングという形でいえば、まだまだ有力なサイトも事実ある中、北広島町のきたひろ応援ファンドを使うといった場合に、応募者側としては、メリットを感じる部分が少なくなるのではないかなという疑問を持ちました。これは通告外にはなるんですけども、答えていただけるようであればと思います。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 応援ファンドの件でございますけども、これは基本的には、応援ファンドを使われる事業者さんの手上げによって審査会を開きまして決定をしているところでございます。どこまで町が関与するかということでございますが、寄附の公募の対個人に対しても、町がやらなければ意味がないというようなことではなくて、実際にこのお金というものは、何かしら生まれてきたわけではなくて、町に本来入ってくる町税であったりとか、もしくは町外でその自治体に入ってくる税金がそのままそちらのほうで使っていただけるということでございますので、この事業スキームが理解いただけないということであれば、致し方ないと思っております。
- 議長（宮本裕之） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 納得できない点が少々残るんですが、これは完全に通告外になるので、これ以上はやめておきます。ただ、町内の事業者がきたひろ応援ファンドを使い、町内のものを町外へアピールしていく手段という側面を持った場合、確かに応募者がお金を集める、自分たちの事業を拡大するといった面で集めるのはスキームとしてはよく分かるんですが、ホームページで発信する以外にもさまざまな手段がとれる中、それだけですというような答えでは、少々町内でそうやって頑張っている方々の思いを踏みにじっているような気がしないでもございませぬ。次にまいります。保育士と看護師の確保についてです。前回少し聞いた部分ではあるのですが、残りをお聞きする。また、今回同僚議員がいろいろお聞きしている部分もあるので、それ以外の部分を少しづつお聞きしたいと思っております。奨学金の返済開始時期の猶予は設けられないのか。こちらのほうは昨日、同僚議員のほうからもあったんですが、改めてお聞きしたいと思っております。有利子で、数年間の猶予、もしくは町内で数年働いた場合、結婚で定住した場合などに残りの返済期間をなくすことはできないかというふうに、こちらも用意はしていたのですが、昨日の確認にはなります。仕事に入り、返済開始時期、これの猶予は3年までであると。また、貸付期間の1.5倍の期間を町内の医療機関等で働けば、それは返済義務がなくなるという認識でよろしいでしょうか。

- 議長（宮本裕之） 福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） 奨学金制度につきましては、現時点では、医師・看護師育成奨学金貸付事業、また昨日ご答弁申し上げました、検討中であります、保育士等育成奨学金貸付事業がございます。償還の開始時期の猶予、それから貸付金の返還の全額免除の条件等は、今議員がおっしゃったとおりでございます。
- 議長（宮本裕之） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） その確保についてのものになるんですが、提案など、保育士の専門学校などから、町内施設へのバスツアーなど、もしくは、一度来てみてはどうですかということで、お試し住宅への案内や、これは保育士と今言ったんですが、看護師や医師も同じように提案したら出てくるのかなと思います。そういったことは可能かどうかをお聞きいたします。
- 議長（宮本裕之） 福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） それでは、現在検討しております保育士の事業のことについてお答えをいたします。保育士を養成する専門学校や大学などからの実習生につきまして、現在、保育所、あるいは認定こども園で随時受け入れを行っておる現状がございます。実際、保育実習をきっかけとして町内の保育施設へ就職したという事例も少ないですが、ございます。今後も積極的な実習生の受け入れを公立、私立ともに各保育施設へ促していきたいと考えております。ただ、専門学校からのバスツアーでありますとか、そういったことでお試し住宅であるとか、あるいは保育の現場を見ていただくとかいうようなツアーについては考えてはおりません。
- 議長（宮本裕之） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） やはり、事実今保育士が足りない。うちの町内でいうと、有効求人倍率等から見ると、どの業界も足りないようにはなっているのですが、保育士等は、自分の地域から離れにくいかもしれない。わざわざ田舎に来るのは難しいかもしれない。でも、田舎だからこそ保育士も足りないという現状を考えた際に、保育所それぞれが頑張ることかもしれませんが、町内の子どもたちを育てるその場、さらには町内の働き手が安心して働けるための制度として考えた場合、どうにか町内へ来てもらえるように考えられないかということで、こうやってバスツアー等、もしくはお試し住宅の案内、保育の現場を見てもらう、そういった方法が少しでも何かできないかという質問でした。現状、まず町内の保育士、足りてるかどうかというところを、まずお聞きしたいんですが、よろしいでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 福祉課長。
- 福祉課長（細川敏樹） 昨日の一般質問の中で、私立の保育施設の保育士不足がかなり緊急的な課題というふうに申し上げましたけども、併せて、公立の保育施設についても同様に保育士不足の現状がございます。今後、いかに保育士を確保していくかが課題となっておりますので、いろいろな方策を考えてまいりたいと考えております。
- 議長（宮本裕之） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 実際のところ、先ほどの同僚議員のほうの質問等、もしくは説明の中に、斬新な職員、斬新なアイデア等思ったときに、足りない、でも待っているだけではなく、つかみにいかなきゃいけない現在において、少しでも何かできないかと。お金はなくても、手間、工夫、汗を流して、どうにかやっていきたい。それは公立、私立関係なく、保育士だけではないんですけども、保育士の確保等を推進していかなきゃいけないのかなと思う中で、より一層の動きを出していただきたいと思います。では、次にまいります。区長文書での情

報共有についてです。区長文書、各地域、各旧4町においては、区長のあり方等もそれぞれ少しずつ違う部分はございますが、この情報共有についてお聞きいたします。防災無線に関して、一度廃止と出た後、見直しによる延期があり、改めてそういったことを区長文書で通知したかをお聞きいたします。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 防災行政無線、一度廃止を出したが、区長文書では通知したかというところでございます。防災行政無線については、総務省は、400メガヘルツ帯のアナログ簡易無線局など、使用期限を2022年11月30日までと決めました。このため現在、芸北、大朝、豊平で運用しております本町のアナログ防災行政無線につきましては、本町では令和3年3月末をもって廃止することとし、代替となる防災情報の発信手段を検討しているところでございます。このことについての広報は、代替となる防災情報発信手段が決まっておりませんので、現在、区長文書をはじめとして広報をしておりません。今後、発信手段が決まり次第、法的な経緯と廃止の時期について、速やかにお知らせをする予定でございます。なお、防災情報の発信につきましては、きたひろネットや防災安全お知らせメールなど、複数の方式から情報発信が行えることを基本として検討を続けてまいります。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 防災無線に関しては分かりました。ただ、区長文書でといった部分でいきますと、やはり一度そういう話が出て、その後、情報として情報更新がないままでいうと、住民の方はやはり不安になると、いきなり中止になるのではないかという不安等といったときに、やはり状況が変わり、ただ、この日までにはある程度の方針を出す等の方向性が出たのであれば、そういったものを一度開示しておくことで、住民の不安は和らげることはできるかなとは思っております。そういったものは他にもあると思うんですが、次の火葬場に関してです。芸北と豊平、可能な限り、現状の施設を使い続けるといったことが今決定されております。こちらのほうは区長文書で通知したかをお聞きします。

○議長（宮本裕之） 町民課長。

○町民課長（迫井一深） 火葬場整備基本計画の見直しの方向性につきましては、区長文書で周知を行っておりません。平成30年度に開催しました芸北地域の住民説明会におきまして、芸北各地区でいただきました意見を整理した結果、芸北の火葬場は、維持修繕しながらできるだけ継続して使用していくことについて、その場で報告をさせていただいております。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） やはりこちらも行っていないということでいくと、これを知らない方もいらっしゃるのではないかなと思います。先ほどの只今倶楽部に関しても似た話をしたんですが、若い者の方には、特にアプローチする手段はいろいろあるということですが、これは若い方限らず、その傾向は今増えています。情報を取得する媒体がかなり増えて、テレビだけではなく、無線だけではなく、メールだけではなく、多くのものはございます。だからこそ情報を周知する方法を一本化、必ずこれでは周知しますよという情報は、これでしますよというのは一本化するといったことを決める、もしくは、いろんな媒体でどんどん発信していく。こういったことが届けるための方策かな、情報を届けるための方策かなと思っております。これをする事によって、住民の不安は和らげられる部分が確実にあるかと思っております。その点を区長文書の情報共有について、こういった届け方についてお聞きしたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 総務課長。

○総務課長（畑田正法） 情報の発信、情報の共有ということでございますので、総務課のほうからお答えさせていただきます。情報共有、情報発信の基本的な考え方につきましては、まちづくり基本条例の中にも示しているとおり非常に重要なことで、情報は一つの財産としてしっかり伝えていくというふうなことは明記しておりますので、しっかり伝えていく必要があるというふうには思っております。その伝え方としましては、いろんな方法があるかと思えます。先ほどの議員がおっしゃられました、各種媒体を通じて情報共有していくというふうなことが必要だと思っておりますけども、先ほどの防災行政無線等々の発信につきましては、当初、区長文書でお知らせしているものではございません。議会なり、あるいは区長さん方にお話をした部分でございますので、手法としましては、発信した手法で、同じ手法でお返しをしているというふうな状況でございますので、その情報のケースケースによって、発信の仕方は変わってくるというふうには思っております。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 防災無線等分かりますが、やはりこの防災無線や火葬場については、区長からの質問、区長会などでその質問に対してお返しするというフローがあったように思います。そうしたときに、その情報がやはり住民それぞれに口づてで伝わる中で、不安をあおられて、芸北での説明会に行き着いたと思うと、もともとの情報を区長文書で発信していないから、改めて発信していないものを区長文書では、通知しないというのではなくて、不安になって、動きがあったもの、行政として説明会をする回数を中心に重ねた結果になったのであれば、その区域、芸北だけではなく、町内全体にそういった情報を満遍なく届けるためには、こういうことが決まりました、以前区長会などで情報が出回ったことです、火葬場について、防災無線に関して変わったことがありましたので、改めてお知らせしますといったのは情報発信としてあるべき姿なのかなと思いました。言葉をまとめてなくて、伝わりにくかったと思うんですが、一番最初の事業ごとの現場と利用者間にすれ違いがあるのではないかと。こちらのほうは、やはり情報という面では強いものがあると思うので、改めて不安になっているものに対して、区長会もしくは町政懇談会等で出た質問に対して、区長文書等でしっかり知らせていくという姿勢は必要なのかなと思った次第です。次にまいります。舞太郎についてです。舞太郎の著作権は、どこに所属しているかをお聞きいたします。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 本町のイメージキャラクターでございます花田舞太郎の著作権の所属との質問でございます。現在でいうところの、いわゆる著作権の帰属がどこにあるかということでお答えをさせていただきたいというふうに思います。著作権については、北広島町に帰属しております。キャラクターデザインを募集する際に、留意事項といたしまして、採用作品の著作権等の一切の権利については北広島町に帰属することとしておりました。このことにつきましては、作者に対して二重譲渡の有無と合わせて確認をさせていただいております。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 二重譲渡のくだりが分かりにくかったです。その点を詳しくご説明願えますか。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 類似した作品を他に譲渡する。そういったことはできないというふ

うなものでございます。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 分かりました。では、民間利用の実績、加えて、民間がそういった舞太郎を利用したいという場合はどのようになるでしょうか。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 舞太郎のイラストの利用につきましては、町内外から数多く承ってきております。平成30年度の実績といたしましては、民間からのイラスト利用申請件数25件、平成29年度においては26件となっております。なお、町内の公共団体、学校及び報道機関等については、利用の申請書の提出を省略しておりますので、利用件数につきましては、かなり多くあるものと推察しております。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 利用したい、民間は手続をすればということでもあります。利用したいといった場合に、先ほどイラストに関してとあったんですが、今、いろんなものが使われていて、ぬいぐるみとかも作られている中で、どこからがイラストかどうかの確認は少ししたいんですけども、よろしいですか。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） いわゆる人形等もイラストになります。それから、例えばパッケージに使用するとか、そういった部分につきましても、すべて申請をしていただいているということでございます。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） この点いくつかお聞きしたのは、私の体験談ではございます。広島市内でご飯を食べていて、あまり知らない方が隣に座られて、パッと見たら、舞太郎のぬいぐるみを持っていたんです。おっと思って、少し話しかけたら、そうなんです、結婚式で、これ当たったんですということで、話を聞いていたら、全然別の席の方が、それ知ってるというふうにつながっていきました。事実やはり少しずつ舞太郎が町外でも知られている実績なのかなと、私は体験したことなので、どれだけの認知度があるか等は全くわかりませんが、少しずつ知られているのかなと思った体験でした。といったときに、この舞太郎、北広島町のPR、観光大使として利用拡大をしなきゃいけないのではないかという中で思った案なんですけども、中高生が北広島町のPRで舞太郎を推進して、利用して、活用して、何かの作品、商品等々、こういったものを作ることは可能かどうかをお聞きいたします。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 中学生、高校生等が花田舞太郎のイラストを使って商品開発、そういったことは可能でございます。現在においても舞太郎のクリアファイルをデザインしてもらったり、あと食品関係でも、そういったものを提案をしてくれてるというふうに記憶しております。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 私も見たことがあります。といったときに、先ほど公共の利用の場合は、申請手続というのを挟まずに使うことができる、かなり多く、要は簡単に言えば、把握し切れていない部分もあるかと思えます。そうしたときに舞太郎を情報を持つということで行くと、一本化して、情報を把握して一本化していくと、この舞太郎、どんな商品があるのかというふうには

聞かれた場合、こういったものがあります、こういった利用ができます等々で、PRを推進するきっかけになるのではないかという提案でした。そういったことを今後進めていっていただきたいと思っております。その点、見解があればと思います。

○議長（宮本裕之） 商工観光課長。

○商工観光課長（沼田真路） 商品であるとか、そういった商用利用等につきましては、申請をしていただいておりますので、そういったものにつきましては把握しております。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 推進していただきたいたいという部分ではあったのですが、分かりました。把握ということですね。では、第2項の質問に移りたいです。新庄小学校のプールの跡地利用についてです。こちらは以前、私自身聞いておりますが、改めて、そこから時間が経って、大朝の地域協議会からも要望等が出されたところでの質問になります。新庄小学校のプール、こちらの跡地利用、現在の跡地利用計画はありますでしょうか。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 新庄プールの跡地利用でございますけども、現在のところ、跡地利用の計画はございません。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 以前聞いたときも、財政的に厳しい等があるがという話があったんですが、その際に私のほうから言いましたのは、財政規模として、お金がないというのは重々理解しているが、そのまま朽ちていくだけの施設になったのでは、小学校の前にあるプール、こちらのほうが、あまりにも土地として考えてももったいないのではないか。もしくは見映えが悪いのではないか等々の心配があった結果です。そうすると、今回、地域協議会から、地域からの要望として、跡地利用に関しての要望書が来ております。こちらのほうは、町政懇談会等で質問されたものかとは思いますが、要望内容として、第1案、第2案とあると思うのですが、まず、この地域からの要望に対しての見解をお聞きいたします。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 地域からの要望につきましては、真摯に受け止めておりますけども、しかしながら、先ほど議員もおっしゃいましたように、財政状況厳しいということもありまして、今のところ跡地利用の計画については、計画はございません。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 加えての質問になっております。新庄のプールの近くにかわせみ団地がございます。現状として空いてるのか、もしくは協議中なのか等々、また、ほかの団地に空きがあるのか等お聞きします。理由としては、定住促進として、新庄小学校の近くに土地がある、プールがまだ残ってますから。定住促進として、さあこういったものを利用できないかという要望だったので、近くに、大朝地域にそういった土地が団地の空きがあるのかをお聞きいたします。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 当該団地でございますが、現在2区画の空きがございます。そのうち、1区画が協議中ということでございます。ほかの団地ということでございますが、現在のところは団地に空きがあるという状況はございません。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

- 13番（伊藤淳） 1区画が空きがある状態ですか。分かりました。すみません、こちらのほうが空きがないということで、私のほうが確認したのが、ちょっと前だったのかもしれませんが、状況変わったのかもしれませんが。私のほうで、空きがないのかなと思っておりました。こちらのほうがまだまだ空きの団地になっているということによろしいですか、これからも。今のところ、そういう問い合わせゼロということによろしいですか。
- 議長（宮本裕之） 企画課長。
- 企画課長（砂田寿紀） 新庄のかわせみ団地の関係でございます。先ほどご答弁いたしましたように、2区画の空きがあって、その2区画の空きのうち1区画が現在協議中という状況でございますので、1区画は完全に空いている状態ということでございます。
- 議長（宮本裕之） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 分かりました。プールに関して現状確認をしていきたいです。プール、今現在ありますので、プールの解体費用、こちらの試算はありますでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） プールの解体費用でございますけれども、概算の見積もりでございますけれども、1800万というふうに認識しております。以上です。
- 議長（宮本裕之） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 分かりました。1800万という額を見ると、ポンプの修理代等いろいろ思い出すのですが、通告外なのでやめておきます。跡地を売却するとしたら、どれぐらいの売却額になるのか。こちらは、埋め立ててからの売却なのか、そのプール跡地のままの売却なのかで違うとは思いますが、こちらのほうは概算ありますでしょうか。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） プールの跡地の売却価格でございますけれども、北広島町公有財産等売却実施要綱に沿いまして算出することになりますので、不動産鑑定評価額、固定資産税評価額、または取得価格を参考に決定額を、いずれかでさせていただきます。以上でございます。
- 議長（宮本裕之） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） いくつか手法あるわけですが、概算は今分からないということによろしいのでしょうか。ないということによろしいんですか。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。
- 学校教育課長（石坪隆雄） 概算分かりませんが、参考までに、固定資産税評価額を基準にして売却する場合については約610万円となります。以上です。
- 議長（宮本裕之） 伊藤議員。
- 13番（伊藤淳） 今回、こちらのほう地域からの要望で、どうにかしてくれと。第1案、放課後児童クラブの施設の建設はどうか。第2案、住宅地として分譲は可能かどうか。こういったものを条件緩和できないのかどうか。それが難しければ、あそこを道路拡幅してという案もありました。そういった地域が第1案、第2案、それ以外だったら、こういうことができないか、どうにか新庄プールの跡地利用として、地域を盛り上げられないかという案に対して金がないでは少々もったいない部分があると思います。こういった要望に対しては、お金がない以外に答えられる部分があるのであれば、見解を伺いたいです。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 道路のことが出ましたので、建設課のほうからお答えをさせていただきます。

ます。新庄プールの前の町道供面線でございますけども、こちらについては、現在、道路改良の計画はございません。場所は、幅員も6mでございますし、片側に歩道も設置してありまして、整備済みというふうに捉えております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） では改めてお聞きします。町長、こういった地域要望に対して、お金がないの一言になると、頑張っ手を取り合っ地域を盛り上げていきたいという方々がいる中で、お金がないの一通りの答えでは、少々地域住民としては、わだかまりが残るような感じもするのですが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 地域の皆さんと有効活用で、しっかりした計画ができれば、そういう形で進んでいけるというふうに思います。今の公有住宅等、これらも今のかわせみの部分も8区画だったと思いますけども、造成して、まだ全部売却できてないということでありまして、相当な年月がかかっているというところでありまして、今すぐにそうした需要があるというふうにはなかなか考えにくいところもあります。現実はそのような状況だというふうに思っておりますけども、いろんなやり方で利用するというのも、これからいろいろ検討すれば、もっと有効に活用できるということもある可能性はあろうというふうに思っておりますので、引き続き、そういうところは模索をしていきたいというふうには思います。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 有効活用できる計画ならばということであつたので、有効活用がどこまでの範囲なのかという定義はすごく難しい部分があつて、本当にここは、地域と行政等で詰めていく部分があるとは思いますが。どこからが有効活用か、黒字なら有効活用なのか、地域が盛り上げれば有効活用なのか、それぞれ認識は違うと思つたので、その点がすごく怖い部分ではございますが、その計画が今現在手元にはない状態、案はあつても計画にはなつてませんので、それ以上の言及は控えます。ただ、その案の一つの中に、新規定住者を増やすために住宅利用や雇用拡大などのための用地取得ならば、さらに安く、もしくは解体費用を払うなどといった方法をとつた上で、安く売却できることは可能なのかどうかをお聞きします。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 売却価格につきましては、北広島町公有財産等売却実施要綱によりまして算出するものでございますが、要綱には、取得目的によって、売却価格を調整する定めがございますので、今のところございません。以上です。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 分かりました。そこがある意味、地域と手を取り合っ、どうにか地域を盛り上げるための土地になるのではないかなと思つた部分なんですけども、ルールのみで言われると、なかなか手を取り合えないんじゃないかという住民感情が出てくる部分もございまして。しかし、その部分をしっかりと話し合いながら、それぞれが歩み寄っていくのが今から特に必要かなと思つた。ルールは必要かもしれませんが、ルール一辺倒では、やはりルールを変えるしかない。けども、国間のルールが変わればとかいろいろな条件が出てきたりするので、ルール一辺倒の答えではなく、ルール以外の答えもできれば必要なんですけども、その部分は、先ほど町長にお聞きした部分なので差し控えます。新庄のプール利用跡地、有効活用できる計画ならば、その定義は難しいと思つたので、有効活用できるという定義が今現在、存在してい

るのなら、どこからが有効活用なのかどうかをお聞きします。

○議長（宮本裕之） 箕野町長。

○町長（箕野博司） 有効活用というふうに言いましたけども、その定義というのはなかなか難しいと思います。いずれにしてもそういったことを地域の皆さんと協議をしていくということになろうと思いますので、そこは、これからまたいろんなお話もあろうと思いますので、可能性としては、ないことはないと思っております。

○議長（宮本裕之） 伊藤議員。

○13番（伊藤淳） 難しい質問をしたのは分かってるんですが、地域と協議を重ねていただきたいという思いがございます。そういった中で、そういったことをする中で、新庄小学校のプールに関してでありましたが、他地域のさまざまな問題、課題等を解決するのは、そうやって協議、協働を続けるというのが必要なのではないかと思います。改めて、今後こちらのほう計画等、地域で練り込みながら協議をしていただくとはいえます。以上で、私の質問終わります。

○議長（宮本裕之） これで、伊藤議員の質問を終わります。暫時休憩いたします。午後1時より再開します。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 0時 05分 休憩

午後 1時 00分 再開

~~~~~ ○ ~~~~~

○議長（宮本裕之） 再開いたします。休憩前に引き続き、一般質問を行います。次に、9番、亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 9番、亀岡純一です。先に通告しております大綱2点、ラジオ放送の受信障害解消をという質問と、それから地域と家庭と学校を結ぶ教育支援に関する質問を行います。まず、1点目です。町内には、ラジオ放送が聞き取りにくい地域が多いと感じます。特に山間部では、AMのラジオ放送は昼間には聞けるが、夜間には大陸方面からの強い電波が混信してほとんど聞けなくなる。この受信障害を解消する対策を講じてもらいたいという声を聞きます。昨年9月の北海道胆振地域を中心とした地震による道内全域2日間に及ぶブラックアウト、また、今年相次いだ台風災害による停電の長期化等、災害が発生したときに身近な情報を受け取る手段が心配されます。停電になれば当然テレビは使えませんし、スマートフォンなどもバッテリーの使用期限に限りがあります。その際に、乾電池によるラジオ放送に頼ることは一つの方策と考えられます。いつ、何時起こるか分からない災害に対して、防災対策として、広域で聞くことができる情報源として、普段からラジオ放送の良好な電波環境を確保しておくことは重要です。そこで、災害対応という観点から、ラジオ放送の受信障害の解消に向けた取り組みをお伺いいたします。まず、町は現状のラジオ放送の受信障害について、どの程度把握しておられますでしょうか。また、これに対して、どのような認識を持っておられますか、お伺い

たします。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 災害対応の情報収集ということで、危機管理課のほうから答弁をさせていただきます。本町におけるラジオ放送の受信障害につきましては、議員もおっしゃいましたとおり、高い山による障害や夜間には外国の放送を受信してしまうなどの受信障害が発生していることは認識しておりますが、明確な場所については把握しておりません。現代社会において、ラジオ放送は、テレビやインターネットなどと並ぶ情報収集手段であり、災害時、特に停電時には携帯ラジオが最も有効であると考えております。こうしたことから、ラジオ放送局などに対し、受信障害の解消に向けた環境整備を要望していきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） ラジオ放送の受信障害解消を要望していきたいという思いを持っておられるということでもあります。この辺の認識を持った上で話を進めていきたいと思いますが、国土強靱化地域計画というものがございまして、ちょっと遡りますけれども、東日本大震災において未曾有の大災害を経験しました。この教訓を踏まえて、強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法というのが平成25年に制定されました。さらに地方公共団体の責務として、第4条の中に、こう書かれております。地方公共団体は、国土強靱化に関し、地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有するとされ、第13条には、都道府県または市町村は、国土強靱化に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、国土強靱化に関する施策の推進に関する基本的な計画、以下、国土強靱化地域計画というふうに書かれていますが、この国土強靱化地域計画を、国土強靱化地域計画以外の国土強靱化に係る当該都道府県または市町村の計画等の指針となるべきものとして定めることができるというふうにされています。この国土強靱化地域計画の策定について、我が町は検討中であるということを知っておりますが、今後の策定予定の有無を含めて町としての考えをお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 国土強靱化地域計画の策定の検討中であるが、町としての考えということでございます。現在、県内市町の状況を確認しながら、策定に向けて準備を進めております。大規模自然災害などに備えた、国土の全域にわたる強靱な国づくりに向けて、国土強靱化基本法に基づく国土強靱化基本計画が策定されました。これは、平成30年12月に見直しをされております。広島県においても、広島県強靱化地域計画を平成28年3月に策定されており、本町としましては、これらの計画との調和と整合を図りつつ、本町の地域の特性などから、大規模自然災害などの想定されるリスクと、その脆弱性及び今後の対応方策を検討し、策定してまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 策定する方向で検討していただいているということではありますが、危機管理課長、これは策定するのはなかなか大変なことなんでしょうか、内容的に。その辺を踏まえていつごろ、策定の目途ということがございましたら、お願いします。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） この国土強靱化地域計画ですが、地域の強靱化する上での目標の明確化、それからリスクシナリオ、最悪の事態を想定しての施策の分野の設定であるとか、脆弱

性の分析、評価、課題の検討、それからリスクへの対応方策の検討など、多岐にわたって計画を策定する必要がございます。いずれにしましても、この内容については複雑ですので、期間を要すると考えております。現在のところ進めているということで、近年中ということで考えております。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） あまり拙速にやって漏れが、作ったはいいけど、内容がないということでは困ると思いますので、しっかりと、その辺のところ対応していただければというふうに思います。この国土強靱化地域計画に基づいて実施される取り組みに対する関係府省庁の支援策というのがございまして、さまざまあります。多額の交付金、補助金等が充てられております。その中には、放送ネットワーク支援事業費補助金やラジオの難聴解消のための中継局の整備に対して行う支援等も盛り込まれています。これらを利用した施策の展開ということは、考えてみる価値はあるのではないかとこのように思いますが、いかがでしょうか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 議員がおっしゃるとおり、国土強靱化地域計画に基づく取り組みに対する支援施策は34もの交付金や補助金を設定をされております。とりわけ総務省では、放送網の遮断の回避などといった防災上の観点から、放送ネットワーク整備支援事業費補助金がございます。この補助金では、ラジオ等の予備送信設備や災害対策補完送信所、ケーブルテレビ幹線の2ルート化の整備などが対象となっております。いずれにしましても、本町の災害に対する脆弱部分を強化するため、国土強靱化地域計画の策定を行い、取り組みを進めてまいります。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） ただいま紹介していただきました補助金だとか、それから、もう1つ例を挙げれば、無線システム普及支援事業費等補助金とかいうのもあります。これは国民生活に密着した情報や災害時における生命、財産の確保に必要な情報の提供を確保するため、ラジオの難聴解消のための中継局の整備に対して支援を行うといったような内容もあります。ただ、全額出してもらうわけではないわけでありまして、その辺のところ、計画的にやっていかないといけないと思いますけれども、こういうものもあるということで、取り組んでいただければというふうに思います。それで、放送法というものがあるんですけども、放送法の第3章第20条第5項という中に、日本放送協会、すなわちNHKの業務に関する項目があります。これは何かというと、内容は、協会は、中波放送と超短波放送とのいずれか及びテレビジョン放送が、それぞれあまねく全国において受信できるように設置しなければならないというものです。この中に出てきた中波放送というのはAMのことであり、超短波放送というのはFMのことです。これに関連して、NHKへの受信障害解消に向けた働きかけを行うということも一つの方法であろうと思います。そういうことはできないものでしょうか。または、そのほか町として考えられる取り組みがありましたら、お願いいたします。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 先ほど答弁をしましたとおり、受信障害の解消に向けて要望をというところでお話ししましたが、現在、NHK広島放送局長宛に要望を行うよう進めております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） ありがとうございます。既に進めておられるということで、これはぜひお願いしたいと思います。ただ現実の問題として、放送が入りにくいからといって、簡単に中継局が建設できるわけではございません。それとか電波の関係で、どこに立ててもいいというものでもない、これまでいろんなものがある中でやりくりしていかないといけないということもありましょう。そうした中で、特に民間の放送局では、AM局を補完する意味で、FM局を使って同じ内容を放送するということが既になされておるようであります。さらには、これから先、AM局が古くなっていって更新する際に費用の面だとか、それから、設備をするのに広い土地が要るとか、いろいろな条件からAM局を作るよりはFM局にしていきたいということもあるようで、その辺も今年になってからいくつか新聞の記事で見たことがありますけども、そういう動きもあるという中で、そうした新しい方法を使って、一つはFM補完局ということもあろうかと思うんですが、その辺について何かお考えは、検討されたこととかありましたらお願いします。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） FM局というお話でございます。民間の放送局では、先ほど言われましたとおり、AM放送の同じ内容をワイドFMという周波数の中で放送されているところもありますし、そのAMのまた設備の更新ということもありまして、FMに移っていく可能性があるというようなことは認識をしております。こちらのNHKのほう、現在要望ということでしてありますが、FMの放送へのAMの内容をFMで放送できないかというような要望も、要望の中には盛り込んで現在進めているところでございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） そうした要望に対して、今のところNHKということでありまして、NHKからの回答はどんなでしょうか。

○議長（宮本裕之） 危機管理課長。

○危機管理課長（野上正宏） 要望書のほう進めておるところでございますが、NHKの広島から技術部の方が来庁の予定で、聞き取りをされるということでございますので、現在、町のほうでも情報のまとめを行っております。以上です。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今まさに進められているということで認識いたしました。この点に関して、昨日からもいろいろ一般質問の中に出てきておりますけども、災害に関わる話でもありますし、住民の命にかかわる内容になってきますので、今後ともしっかりと取り組みをお願いしたいと思います。それでは、大綱2点目の質問に移ります。地域と家庭と学校を結ぶ教育支援に関する質問です。この度、県立加計高等学校芸北分校と地域が連携した取り組みに対して文部科学大臣表彰を受賞したとお聞きしました。今回の受賞の内容は、どのようなものであったでしょうか。また、こうした受賞は受け止め方によっては、町の教育行政の一面を大いに後押ししてくれるものではないかというふうにも思いますが、町としてはどのように受け止めておられますか、お伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 芸北支所長。

○芸北支所長（清見宣正） 芸北地域のことでありますので、芸北支所からお答えをさせていただきます。芸北分校を地域全体で支えます住民組織、芸北分校あすなろプロジェクトが地域・学校協働活動推進に係る文部科学大臣表彰を12月2日に受賞されました。受賞内容につきまし

ては、地域と学校とが連携・協働して行う、地域が教材の考え方を基にしたもろもろの活動が高く評価されたものです。このプロジェクトの特徴的な取り組みであります下宿の整備や運営をはじめ、芸北地域の特性を生かした魅力ある学校づくりのために、部活動指導支援などを行っておられます。町としましては、芸北分校と地域が連携することにより、地域外からの生徒の確保、生徒の学力向上、部活動の強化、次代を担う人材育成など、生徒の資質能力の育成などを図っておられるとともに、芸北分校を地域で支えることにより地域の活性化にもつながっており、高く評価するものであります。今回の受賞を契機に、より一層の芸北分校の教育、芸北地域全体の教育の充実発展を願うものであります。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 地域と学校が連携して、これまで取り組んできた内容が、それを表彰していただいたということであります。本当にこうしたことが、これから人口が減っていく地域において非常に大切なポイント、内容を持っているというふうに思います。これを契機にして、またさらに発展させていって、町としても、地域と学校と一緒に進めていくことができれば、また、さらにすばらしいことではないかというふうに思います。この地域と学校を結ぶ教育支援について、町としての基本的な考え方をここで伺ってみたいのですが、その中でも、学校単位で始められたと聞いておりますが、コミュニティスクールの取り組みということもありますので、この辺も併せて具体的な取り組み状況とか、今後の方針について伺いたします。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） コミュニティスクールの取り組みの状況についてご報告をさせていただきます。地域と学校を結ぶ教育支援として、現在町としましては、学校運営協議会でコミュニティスクール制度の普及を行っております。コミュニティスクール制度は、地域でどのような子どもたちを育てるか、何を実現していくかという目標やビジョンを学校と地域と保護者が共有し、その実現に向けてアイデアを出し合うことで、学校運営に地域の声を積極的に生かし、地域と学校が一体となって、特色ある学校づくりを進めていく仕組みでございます。現在、小学校3校、中学校2校においてコミュニティスクール制度を導入しております。児童生徒の学びの場を充実させるため、地域と学校とが熟議と実践を重ねてまいります。今後も順次導入校を増やしていく予定にしております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今お話ありましたけども、具体的にやっておられるところは、いつごろから始められたということは分かりますか。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 最初に導入が始まったのは豊平小学校、中学校で、平成28年から始まったというふうに記憶しております。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） さらに今後は、順次これを広げていくということですが、その辺のところは、これはどういう枠組みというか、全部やらないといけないというお考えか。場所、地域によって必要などころ、必要でないところというふうにお考えか。いかがでしょう。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） 全地域の学校でコミュニティスクールをというふうには考えており

ますけども、やはりこれには、学校と地域との話し合いによって導入をしていくということになっていきますので、先ほど申しましたように、順次導入をしていくという形になろうかと思えます。以上でございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） その辺の現実的なところというのはあると思いますので、現実に沿ったところでやっていく必要はあるかというふうに思います。もう一つ、これに関連してですけども、全国的な動きとしては、このコミュニティスクールというのはどんな感じになっているのか、もしお話をできればお願いしたいんですが、どうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 教育長。

○教育長（池田庄策） コミュニティスクール導入の全国的な傾向でございますが、広島県は、全国的には非常に遅れて進んでおります。学校教育法の中でも、この制度の導入は、現在努力義務ということになっておりますので、今後全国的に進んでいくというふうに考えております。来年度は現在よりも3校増える予定になっております。これも学校と地域の協議が進んでおりますので、そういう計画にしております。以上です。

○議長（宮本裕之） 学校教育課長。

○学校教育課長（石坪隆雄） すみません、訂正をさせていただきます。豊平小学校、中学校のコミュニティスクールの開始時期でございますけども、平成26年でございます。すみません、お詫びさせていただきます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 地域と学校が連携していく取り組みということで、なかなか地域性とか大変なところもあるかと思えますけども、今後、いかに地域を守っていくかという、そういった観点からも、地域としては、その辺を取り組んでいくということは一つの方策ではないかと思えますし、町としても、その辺のところをしっかりと後押しをしていただければいいなというふうに、私は思っております。そして、次の質問であります。先般のまちづくり懇談会の中で、地域ビジョンの策定についても触れられておりました。地域と学校の良好な関係が地域の将来に希望を持たせることができるのではないのでしょうか。町として考えられる方策等、見解をお伺いします。

○議長（宮本裕之） 芸北支所長。

○芸北支所長（清見宣正） 芸北地域の特性、強みにつきましては、先ほど芸北分校を地域全体で支える取り組みも紹介させていただきましたけども、芸北学園構想に基づいて、保育所、小学校、中学校、高校が連携しての教育活動を進めておられます。そうした教育の町として、地域、学校、行政が一体となって長年取り組んでおります。その特色ある芸北教育により磨きをかけ、魅力を高めることにより、子どもたちの成長と心豊かな人づくりや地域づくりにもつながると考えております。そのためには芸北地域の柱、機軸となる芸北地域のビジョンを作ることが重要であると考えております。この芸北地域ビジョン、仮称ですけども、学びの里芸北構想という名前にしておりますけども、そのビジョンの策定に当たっては、小学校、中学校、高校をはじめ多様な団体や個人の関わりが大切であり、特に地域の担い手であります若い人と協力して作る協創体制で臨んでまいりたいと考えております。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） そのようなビジョンを考えていると。今のお話の中で、ちょっと聞き取りに

くいとこあったんですが、学びの里芸北、何と言われたんですか。構想、分かりました。そういうようなものを考えておられると。これは一つ、教育という観点を柱に置いて、地域の将来につなげていくことを考えていこうというようなことだというふうに思います。これもこの流れの中で大切なことだろうというふうに思います。もう少しその辺のところの今後の具体的な、この際ですからお聞きしますが、具体的な展開について、考えておられるところがありましたらお願いします。

○議長（宮本裕之） 芸北支所長。

○芸北支所長（清見宣正） 具体的な取り組みですけれども、20年後の2040年の理想的な芸北の姿を描きながら、地域の担い手であります20代から40代を中心にした体制で、ビジョンの策定に取り組んでまいりたいと考えております。これまでも芸北未来会議を4回開催しまして、多くの中学生、高校生をはじめ地域住民の方が参加して、将来の芸北の姿を考えていく取り組みをしております。そうした取り組みにもつなげていきまして、みんなで考えて、みんなで行動ができるような取り組みをしてみたいと考えております。以上です。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今のお話の中に、2040年というキーワードが出てきましたけれども、20年後を担う世代、まさしく今の中学生、高校生を中心に、こういう人たちが将来、私たちの町を担っていてももらわないといけないと、そういうことからしても非常に大切なことだというふうに思います。しっかりこれを町として、それではどういうバックアップ、町として考えられる、そういう支援と言いますか、バックアップはどんなふうに考えておられますでしょうか。

○議長（宮本裕之） 芸北支所長。

○芸北支所長（清見宣正） 町としましては、協働のまちづくりということで、行政と地域が一体となって取り組んでおります。芸北地域におきましても、その協働のまちづくりを進めてまいりたいと考えております。そのためには、やはり先ほど申しました芸北地域の柱を作って、地域と行政、学校が一緒になって進めていくということが重要なポイントではなからうかと思っております。特に芸北支所としては、そういう関わりの中で進めてまいりたいと考えております。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） そのような考え方であるということでもあります。今、例としては芸北のことが挙げられましたけれども、町全体としても、そのような地域ビジョンの策定ということについては考えられておると思いますが、そういう認識でよろしいでしょうか。

○議長（宮本裕之） 企画課長。

○企画課長（砂田寿紀） 町全体の地域ビジョンということでございますが、今の芸北の地域ビジョンにつきましては、芸北支所はそのような形で支援をするということでございますが、町全体としても、第三者を交えたりとかといったようなことで協力をさせていただきたいと思えます。また、他の地域におきましても、協議会単位ではなく、振興会単位で既に地域ビジョン作成に関わられている方、地域もあります。そういったところには、その支援も今現在させていただいている状況でございます。ただ、地域ビジョンを作ることが目的ではないということがございます。地域ビジョンを作ることによって一生懸命になって、そのことが次に役に立たないというふうなことも、現実的に起こり得る可能性がありますので、やはり先ほどの芸北地域の地域ビジョンにも見えますように、今ある地域資源に魅力をかけて、さらにそのことを地域の方

が共有して、地域の活性化へ結び付けるといったようなことでは、非常にこの芸北の地域ビジョンの策定というものが今後の各地域のビジョンの策定のモデルになると、私は考えておりますので、そのことを踏まえながら、支援のほうはさせていただきたいと思っております。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 今後に期待するところであります。さて、私は今、我が国の抱える本質的危機が少子化問題、家庭問題ではないかというふうに思っております。家庭が社会の基本単位であり、愛にあふれ、幸福でなければ、幸福で希望あふれる日本社会はあり得ません。私たちが今注力すべき政策の核心に、家庭というものがあるのではないかと考えます。国においても家庭教育支援推進事業というものがなされています。また静岡県では、家庭教育支援を行うに当たり、家庭教育実態調査がなされたようです。以下、少し静岡県の公式ホームページから、その例を引用させていただきます。家庭教育は、親やこれに準ずる人が子どもに対して行う教育のことです。全ての教育の出発点であり、家庭は常に子どもの心の拠り所となるものです。乳幼児期からの親子の愛情によるきずなで結ばれた家族とのふれあいを通じて、子どもが基本的な生活習慣、生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、他人に対する思いやりや善悪の判断などの基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナーなどを身に付ける上で重要な役割を担うものです。さらに、人生を切り開いていく上で欠くことのできない職業観、人生観、創造力、企画力といったものも家庭教育の基礎の上に培われるものです。静岡県では、平成23年度と24年度に小学校3年生の子どもを持つ親、中学校2年生の子どもを持つ親、それから幼稚園、保育園に通う4歳児の子どもを持つ親を対象として、家庭における教育の実態、親の意識やニーズ等について調査をされたようです。その上で、保護者の家庭教育、子育てへの意識や求める家庭教育支援、アドバイスをしてもらいたいと思っている内容など明確にしているため、的確な支援事業がなされているように思います。そこでお伺いいたします。我が町における家庭教育の課題は、どのように把握されていますか。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 家庭教育の課題の把握ということでございます。家庭教育は、家族とのふれあいを通じて、生きる力の基礎的な資質や能力を育成するものでございます。先ほどありましたように、静岡県の調査でもありますとおり、すべての教育の出発点だというふうに考えています。家庭における教育は、本来は家庭の責任に委ねられております。それぞれの価値観やスタイル、それに基づいて行われるべきものだと思っております。従いまして、町としての役割、こちらにつきましては、その条件整備を通じて家庭の教育力の充実を支援していくということになります。北広島町における家庭教育の課題、こちらにつきましては、学校との連携、それから家庭教育相談、その他さまざまな業務の中で把握をしております。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 把握をしている内容はどのように把握されていますか、少し具体的なところがあればお願いします。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） この他にも実態調査、アンケート等もありますが、現在で申しますと、全体的なところで言いますと、生活習慣、そういったところでは、例えば朝食をどれだけとれるかとか、そういったところもあると思います。また、自己実現能力などで言いますと、北広島町においては、やはり夢や目標があるという子どもさんが多いというところもあると思っております。

います。また、学校との連携の中では、先ほど申しましたように、家庭の中での生活がどのようになっているかというところでの連携として、どういったことが必要かということ把握をしております。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 生涯学習課長からの答弁でありましたけども、さらにこれを広げて、幼稚園、保育園に通う幼児といったところまで広げていった場合に、てごてごに寄せられる質問とか相談とかということにも関わってくるかと思えますけども、その辺での把握している家庭教育の課題というものが、そういう観点からもあれば、お聞きします。

○議長（宮本裕之） 福祉課長。

○福祉課長（細川敏樹） ネウボラに関することですので、福祉課よりご答弁申し上げます。ネウボラの相談の場で、具体的に家庭教育そのものに関する質問、あるいは意見等は、それほど多くはございません。先ほど調査のお話がありましたけども、直近で言えば、現在、第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画、これは来年度からの5か年計画でございますが、こちらの基礎とするために保護者へのニーズ調査を行っております。対象は、ゼロ歳から5歳児までの未就学児、それから、もう一つは、小学校1年生から6年生までの小学生の保護者それぞれに若干質問の内容を変えまして、2つのパターンアンケート調査を全戸対象にということで行っております。その中での問いとして、家庭教育そのものを必要とするかという、ざばり質問をするのではなく、現在、家庭での生活実態、あるいは学校が終わってから、その放課後の過ごし方などの実態調査を行って、その現実から見えてくる家庭教育の必要性という方向で結び付けられればということで調査を行っているところでございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） そういった実態調査ということですが、次の質問に関係してくるんですけども、ある程度そういったところは必要に応じてと言いますか、都度、調査をされながら、今言われた第2期子ども・子育てに向けての調査とかということからも進められているということですが、ちょっとそれとは別に、時々学校現場で参観する機会があったりするんですけども、子どもがもう少し家庭の中で教育され、いろんなしつけとかマナーとかいったところで、もう少し家庭の中での教育がしっかりしていれば、学校に上がってからも問題なくいけるところがあるのではないかと。逆に言いますと、そういう問題も時代の中で、家庭の教育力の低下というか、しつけとか十分になされていないんじゃないかなと思われるところも見受けられたりするんですが、その辺のところについての認識、何か受け止めがありましたら、お願いします。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 家庭教育の必要性ということでございますが、やはり議員おっしゃいますように必要だと思っております。さまざまな学校活動、それから地域の活動の中で、子どもたちの動きでありますとか生活、そういったところに家庭教育はやはり出てきます。そこについて、やはり必要であるということもありまして、今年度、きたひろ学び塾のほうで、親子で過ごす時間の創造プログラムということで、家庭教育について、地域の皆様、それから保護者の皆様と一緒に考える、そういったことに取り組んでいるところでございます。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） その方面について、ある程度の取り組みは、もう既になされているというこ

とは認識いたしますが、改めてお伺いしますけども、静岡県で行われたような全般的にしっかりとさまざまな方面から、改めてその実態調査を実施してみるということは、さらにそういう実態の上で、どういう町としての支援が必要か、あるいはもう十分なのか、そういった判断をする上でも、そういう実態調査を実施してみるということについてはどうでしょうか。町としての所見をお伺いいたします。

○議長（宮本裕之） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 実態調査ということでございます。先ほど福祉課長のほうからありましたように、第2期北広島町子ども・子育て支援事業計画、こちらのときのアンケート、それから、そのほかになりますけど、県の実態調査になります。児童生徒に対する生活習慣などに関する調査、こちらにつきましては、小学校5年生、中学校2年生を対象に毎年実施をされております。そのほかで、学校教育充実のためのアンケート、これはちょっと、内容は学校教育の充実ということではございますが、やはりこちらの中でも、子どもの実態と変容についての保護者のアンケート、これは各学期ごとに教育委員会のほうで学校を通じて行っております。これらのアンケートの結果も踏まえて、今後も家庭教育の充実、支援をしていくために家庭教育に関する学習機会、それから親子の共同体験機会の充実などを図っていきたいというふうに考えております。静岡県が実施されました実態調査というのは、家庭教育に絞ったものでございますので、要点がまとめられていると思います。まさに現在、北広島町では学び塾の中で、現在、保護者有志9名による企画会と申しまして、さまざまご意見もいただいているところでございます。そちらのほうでもそういったことが必要かどうかということも併せて進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 最後に、改めて、地域と家庭と学校を結ぶ教育支援に関する全般を通して、町の所見があればお願いいたします。

○議長（宮本裕之） 答弁を求めます。生涯学習課長。

○生涯学習課長（西村豊） 先ほど教育長からもありましたように、コミュニティスクール、これがまさに学校と、それから地域を結ぶものであると思います。こちらは、県としても今後進めていくような方向であります。こういったことも含めて家庭教育、そこも含めて全体的なところとして進めていきたいというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 亀岡議員。

○9番（亀岡純一） 私たちの町が将来にわたって幸福で希望あふれる町として、次の世代につないでいくために、今何をしなければならないのかという、そういう思いで、現状をしっかりと把握した上で、実態に合った内容を未来につなげていくと、それに対してともに汗を流していければというふうに思います。以上で、私の質問を終わります。

○議長（宮本裕之） これで、亀岡議員の質問を終わります。次に、1番、濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 1番、濱田芳晴でございます。今回は、次世代を考えるパート30でございます。この内容は、時代は変わっていくもんだということの中で、何をやっていくかということがテーマでございます。私の参考資料に、18ページの平成10年に私はこういうことを言っております。農村を考える、農村には集落があります。集落には家と農地があります。その農地をどのように耕してきたかといったら、第2種兼業農家と大型農家が耕してきたわけでございますが、大半が担い手は育たなかったと。平成10年に、今後の集落はどのようになって

いくんだらうか。大型農家と機械利用型集落法人、法人ができてきて農地を耕していくんではなかろうかというようなことを、平成10年に言っております。これをひもといていったのが、39年に東京オリンピックがあったわけですが、この頃から経済発展がなされて、農家の方は、それまでは山と少ない田んぼで収入を得ながら何とか生活してきたと。その頃から現金収入を得る必要が迫られてきて、兼業で農業をやっていくということがはやったわけです。その時に兼業では難しいと思った方は、集落を断念して都会へ出ていかれて、この時、第1回目の人口減少が起こっております。以後、農地を自分の財産として、ずうっと考えながら、田んぼを耕しながら、兼業化が進んでいったわけですが、ここで圃場整備をやっとうと。圃場整備というのは、それぞれの人が自分の農地を守りたいがゆえに、これに投資をしようという気心があつたけえ、この圃場整備というのは成立したんだらうと思う。その時期までは、親たちは、みんな元気で水田を財産と考え、自分が守っていけば、将来自分の子どもは都会のほうへ出ていったりして、核家族になっておつても、町長が今回Uターン政策というのをやっておられますが、Uターンをしてくれると信じて現在に至っております。がしかし、ここで最初、冒頭で言うたように、時代は変わっていくもので、その当時はそういう考えがあつたかもしれませんが、時代は変わって、子どもはなかなか、農地の面からいうたら、当てにならんということがございます。そこで、みんなが考えたのは、誰かがやってくれるのではないかということで、私が10年度に言うた、法人化、認定農家、大型農家へと頼るようになったわけでございます。ここで、次世代を考えるというテーマは、2025年に戦後生まれの者が80歳になると。私は77歳になると。あなたは今後どうなるんか、ここで一緒に考えてみましょうというて、町内の人へ私なりに聞いて歩いております。この聞いて歩いた中で、あなたの子どもは跡を継いでやってくれますか。やらないとすれば誰に預けますか。若い預かり手がおられますか。まず、この3点を聞いております。私は私なりの回答を持っておりますが、町はどのように把握しておられるか、ここで伺います。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 2025年には、いわゆる団塊の世代が75歳以上に達することによりまして、本町においても兼業農家として農地を守っていただいた方の、多くの方のリタイアが予想されています。その先をどうしていくかを考えていくことが重要であると思っております。将来に向けての対策について、今、関係機関と協議をしている状況でございます。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 先に検討しているということでありますので、それはそれとして受け止めておきましょう。2番目に、今現在、認定農家と大型農家が皆さんの希望をかなえるために、農地を集積しておりますが、この認定農家のところと大型農家のところの大半が、子どもは跡を継いでくれないと。こういう実態が私の調査の中で出てきております。私は平成8年に、これは私の資料の13ページに書いておりますが、豊平の時代に豊平広報に、人口減少が私が生まれたときに約1万人おつたが、5000人になったと。農業の分野を考えたときに、経営活動ができることを考えながら、そのことを、子どもにバトンタッチをする方策を考える必要があるんだらうが、どうだらうかということをお尋ねしております。要するに、経営活動ができにやなかなか次の世代ができないということでもあります。そのことによって、成果が上がった方もありますが、大半が担い手は育たなかったと思っておりますが、町はどのようにお考えでしょうか。

- 議長（宮本裕之） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） やはり経営活動、経営というのが大半重要であろうかと思います。農地を守ることも大切でありますけども、経営を重視、あるいは収益を重視することが、重視しないと結果的には農地も地域も守れないというふうなことになるのではないかというふうに思っております。
- 議長（宮本裕之） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） 大体、私と似たようなことをお考えのようでございます。次に移ります。10年度に、いずれは法人化に移っていくのではなからうかということをおっしゃっておりますが、県が12年に農業基本計画の中に、将来兼業農家もリタイアして、どんどんと農業する人がおらなくなるということで、農地を集積、集めるといことが大変な目的で、法人化を進めております。それから、経営を考えた担い手対策をしておったところは、担い手ができておるが、農地を守るがゆえの方策をもって法人化を進めたところには、なかなか次の世代が育っていないと。そういうことになれば、集積した農地をどこに持っていくんかという問題が必ず起こってくると思っておりますが、町はどのように考えておられますか。
- 議長（宮本裕之） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 集落法人の方の実情をお聞きしますと、構成員の高齢化に伴う従事者、あるいは後継者の不足が課題というふうなことも多く聞きます。次世代に農地、あるいは経営を譲っていくためには、経営の持続性確保が必要であり、地域内だけでなく、地域外も含めた後継者、あるいは従事者の確保と育成が必要であり、それが可能となるような経営基盤の充実、拡大、収益力向上が必要というふうにお考えしております。
- 議長（宮本裕之） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） 育成のことについては後ほど触れていきますが、法人にも高齢化になって労力がないと、若い者はやらんということで、シルバー人材センターのほうへ草刈りの依頼が多くあると。法人もかなわん、認定農家もかなわんけえ、稲は作ったげるが、草管理は自分のところでやってくださいという要望があるところもあるらしいと。こうなった場合は、シルバー人材センターに農家の方が頼まれる。がしかし、他なところが高齢化になつとるのに、シルバー人材センターだけが高齢化にならんという道理はないと。ここら辺りの運営方法で、今後、当てになるものかならんものか、町としてどのように考えておられるか。
- 議長（宮本裕之） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 高齢化に伴い、シルバー人材センターの不足ということも伺っております。これに伴い、ご質問のように、畦畔の草刈り受託が困難になりつつあるとお聞きしております。このため、シルバー人材センターに頼らなくても管理、経営ができる経営体、そういう基盤のある経営体を育成していく必要があるというふうにお考えしております。
- 議長（宮本裕之） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） そういうこと考えてもらわにや困るということで、これは後ほど触れていきます。今日聞いていただいております方にも、農地を預けておられる方が随分おられると思います。預かってもらってる人も考えてください。預けた法人、認定農家の高齢が気になりませんかと私は問いかけております。答えは私も町も似たようなことだろうと思っておりますが、ここで町の考えを聞いてみます。
- 議長（宮本裕之） 農林課長。

- 農林課長（落合幸治） 農地を預かった法人、あるいは認定農家の方も高齢化により集積した農地の経営ができなくなるときがやってきます。このため、それらの受け手となる持続性のある経営体の確保と育成、これが重要というふうに考えております。
- 議長（宮本裕之） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） 2025年から30年ごろの農業はどのようになっておるんかということも、今まで次世代を考えるパート何ほかでいろんなことを聞いております。パート3のところでは、話し合い活動を人・農地プランの中で考えておると、町長は答えておられます。当然、集落、地域で将来展望について話し合いはなされたんであろうと思いますが、かなりの成果が上がっておるのかどうか、町に聞いてみたいと思います。
- 議長（宮本裕之） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 2025年から30年ごろの本町の農業を予想しますと、高齢化による耕作不能農地の増加等さまざまな影響が予測されます。今後、その農地等をどのようにしていくかについて、地域の中で考えることが重要と思っております。このことから、集落等における農地、担い手の集積をどうしていくかについて考えるツールとして、人・農地プランの策定も有効な手段の一つと考えております。現在、人・農地プランを、全地域をカバーするようしておりますけれども、3年ぐらい前から、地域の中で実質化したプランを作るよというふうな国の指導もあります。そういうことから、農地を地域で集積する、集積率を高くするための取り組みをする地域について、実質化した人・農地プラン、これを作成をしております。全部ではないんですけども、その作成をした地域があります。そういう中で、集積したところについては、国の支援、集積協力金というふうなものを受けているところでございます。以上です。
- 議長（宮本裕之） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） そういう努力されておるといことでございますので、次に移らせていただきます。次の考えを2つに合わせて一遍に聞かせていただきます。平成生まれの方も30代になってきました。私は、30代の人に聞いてはちょっと無理があるんで、40代50代の方にどうかと。核家族で都会のほうへ出ておられる方には聞かれんで、町内に残っておられる方に聞いておりますが、お父さんお母さんが兼業で、農地を耕しておられますが、あなたはやりますかいうて、はっきりと私は聞きます。大半が、やりませんと答えます。町はどのように分析しておられますか。
- 議長（宮本裕之） 農林課長。
- 農林課長（落合幸治） 詳しい意向調査をしたわけではございませんけれども、若い世代が地域に帰り農業をしたいと思う人の数は、年齢が下がるにつれて少なくなっていくのではないかとこのふうなことを感じております。これはさまざまな面において、農業に対する魅力を感じていないからではないかというふうなことを思っております。以上です。
- 議長（宮本裕之） 濱田議員。
- 1番（濱田芳晴） 今、魅力がない、要するに儲からないということでございます。若い人がやりたくなる経営体、すなわち家族生活ができる所得があるかないかということ、スマート農業でコストの下げの計画を立てたり、労力不足など対応を考え、人の雇用ができる経営体のモデルを人・農地プラン、次の計画、農業基本計画などに示す必要があるんじゃないかと思うておりますが、農林課長は、先ほどから、ここら辺りのことを多少触れて答弁しておられまし

たが、何かいい考えが立てておられるのでしょうか、どうでしょうか。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 現在、北広島町の農業技術部会において、本町の水田農業が持続的に発展するための中長期的な方向性を示す、きたひろ水田農業振興ビジョンの策定に向けて取り組んでいるところでございます。この中で、十分な収益が確保できる持続性ある経営体の指標、あるいは優良経営の事例について示し、魅力ある農業の姿について、示していくことを考えているところでございます。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） 町内の優秀な経営体の一つモデルにでも考えて示してみたいような意向があるのではなかろうかのように受け止めておりますが、この中に、町内だけでない県内の優良事例辺りもあります。例えば、12年に法人化を考えた県の主幹、本山主幹というのが重兼農場というのを平成元年に作っておられます。この方の経営は、やっぱり所得を上げる政策をずうっと打って、売り上げが6400万円ぐらいの売り上げをして、それから、現に山崎青年というのに事業を継承しておられます。この若い、今度新しい組合長が、20代から30代の若い人を2人ぐらい雇用しておられます。このような事例も町のと比較をするという意味で、モデルに加えてはどうだろうかと考えております。農林課としての考えを伺ってみたいと思います。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 町内にもたくさんの優良な、優秀な経営者、経営体がございます。これらについては、いろいろと目標となる経営体として紹介も、示してもいきたいと思っておりますけれども、ご質問のように、町外についてもたくさんの優良経営事例がございます。ご紹介にあった集落法人についても検討をしてみたいというふうに思っております。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） そういう指針を示して、それぞれのところがどのようなところをモデルに考えるかということは、そのところへ住んでおられる預ける人、預かる人、これが知恵を出して、当然2025年以降は兼業をやっておられる方が、大半がリタイアします。それがどこへ行くかといったら、こういうところへ行って、必ず大型化になっていく必要が求められるのは分かっていることです。そのためにはやはり事業を継承していく、商工会に事業継承事業というのがあります。農業関係のほうにも、事業を継承していくという事業を考える必要があるんじゃないかと思っております。農林課長が指針を示した上で、その後は、やはりその事業を継承するためには、いろんな支援策も考える必要があると思っております。ここら辺りの考えをどのように考えていただけるか、質問をさせていただきます。

○議長（宮本裕之） 農林課長。

○農林課長（落合幸治） 持続的な経営を作っていくということに対しましては、後継者がどのように引き継いでいくかということは大変重要となってきます。例えば、もう高齢で経営者がもうリタイアしたいと、大きな農地を集積しているときに当たっては、他の担い手のほうに分割してお願いをするということも考えられますけれども、一つの手法として、親族以外の第三者への経営移譲等も考えられます。この場合は、経営資産の譲渡は、いろいろな法的なところで課題もあると思っておりますけれども、このような経営移譲をしやすいするためには、やはり法人経営であるということが一つはポイントかと思っております。法人経営にまず後継者、第三者を従業員として雇いながら、参画していきながら、スムーズな経営移譲ということが必要かと思っております。

支援策といたしましては、現在行っております新規就農総合対策事業において、そのような制度、枠組みも持っております。これを利用していただければよろしいかと思ひますし、あと、全国農業会議所関連の事業で、事業継承の支援制度というのもございます。以上です。

○議長（宮本裕之） 濱田議員。

○1番（濱田芳晴） たちまちはそういうなのを利用して、少しずつ時代が変わっていく中で取り組んでいかざるを得んというのが実態だろうと。ここで最初に、冒頭でも言うたように、時代は大幅に変わっていくと予想されます。今日現在、手を打てという意味ではないわけで、農林課としても、次の方へバトン渡して、この問題は常に次世代をどう考えていくか、リタイア時代が来たときに、どう対応していくかということを考えてほしいという願ひを持って、一般質問しよるわけです。国もやはり時代が変わるということになれば、変わった法案を打って出ております。今回の臨時国会でも、11月の27日に1つの法案が成立しております。特定地域づくり事業推進法というのが制定されております。ここら辺りの研究もしながら、やっぱり2025年問題にどういう方策を打っていったらいいかということを考えながら、農林課、町一体になって考えてほしいと思ひます。そのころには私も77歳になっておりますので、議員も次は引退宣言をしておりますので、今度は地域のほうへ帰って、地域の中で、そのような取り組みをできる一員になるんじゃないかならうかと、私自身は考えております。私の最後にたわ言を言いますが、今回は、私の農業人生48年を参考資料に付けておりますが、これを最初ごろから、ずうっと読んでいただいたら、時代は変わっていくんだということはずうっと綴っております。その時代が変わっていく中で、大きな転機は、農村に力があつたときに圃場整備ができたということでありまふ。これは個々の人が、自分の財産は自分で守っていくんだという力強い気持ちがあつたから、この圃場整備というのはできたんだらうと思ひております。その頃には、売りもしない、貸しもしない、その頃には、私も農業委員やっておりましたが、株式会社には農地は貸さない、そういうのを国のほうへ要望書を出したりしておりましたが、こういうのも時代が変わってくれば、皆そのとおりにならんのです。今の企業でもどんと農地を使うという時代が来ている。今後も時代が変わっていくということ考えたときに、今までみたいに家を存続するために、兼業で農地と両方やっていくという手法は、もうほとんど消滅していくものだと思ひております。これの考えを当事者、いろんな形の当事者が途中で言うたように、預ける人、預かる人、いろんな事情がその人にあらうと思ひますが、私の考えをひとつも押しつけるものでも何でもありませんが、参考資料にして、いい知恵を私も集落へ帰ったら出したいと思ひ、皆さんも共に、わしは農業預けたんだから、もう知らんよ言うんでないこう、連ろうて次の時代をどう泳いでいくかということを考えていったらと思ひております。平成8年に、経営活動をどうしてもやっていくためには、所得を上げる農業やらにやいけんじやないかというて、聞いてくれた同志が町内にも随分おります。そのところには、次の子どもにほとんどバトンタッチをしております。こういう人たちには、今後も頑張つてほしいと思ひておりますし、これが町のモデルになってほしいと思ひております。当然人ごとだけじゃない、私の担い手にも頑張つてほしいとエールを送りながら、農業関係の質問は、次世代を考えるとというテーマでは、時代が大きく変わるのを2025年に立てておりますので、その目標数値になるようなことは、今日随分言わせていただいたので、農業分野の質問は、もうこれで議会活動の中ではやりません。終わります。ありがとう。

○議長（宮本裕之） これで、濱田議員の質問を終わります。これをもって、一般質問を終わります。

す。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第2 報告第16号 専決処分の報告について

- 議長（宮本裕之） 日程第2、報告第16号、専決処分の報告について、報告を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） それでは、報告第16号につきまして、概要を説明します。追加提出議案集の1ページをお願いします。報告第16号、専決処分の報告について。地方自治法第180条第1項の規定により、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて専決処分したので、同条第2項の規定により、これを報告するものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 建設課長。
- 建設課長（川手秀則） 報告第16号、専決処分の報告について、建設課からご説明申し上げます。追加議案集1、2ページをお願いします。地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分第15号のとおり、町道走行中の事故に伴う和解及び損害賠償の額を定めることについて、令和元年11月26日専決処分をいたしましたので、同条第2項の規定により、報告いたします。内容についてご説明いたします。1、相手方の住所及び氏名は、記載のとおりです。2、事故の概要は、令和元年11月5日午前11時30分ごろ、町道乙熊立田市線を走行中、道路陥没箇所を通過したことにより、左側前輪タイヤをパンクしたものです。3、和解内容は、（1）町は相手方に対し、損害賠償として2550円の支払い義務があることを認め、これを支払う。（2）町及び相手方は、今後一切、本件請求原因事項に関して、何ら債権債務を有しないことを確認する。以上2点でございます。4、損害賠償額は2550円で、内訳はタイヤの修繕費でございます。以上、報告終わります。
- 議長（宮本裕之） これより質疑を行います。質疑はありますか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これで、報告第16号、専決処分の報告について、報告を終わります。

~~~~~ ○ ~~~~~

日程第3 議案第105号 和解及び損害賠償の額を定めることについて

- 議長（宮本裕之） 日程第3、議案第105号、和解及び損害賠償の額を定めることについてを議題とします。本案について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- 町長（箕野博司） 議案集3ページをお願いします。議案第105号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、説明します。本案は、和解及び損害賠償の額について、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により、町議会の議決を求めるものです。以上、詳細につきましては、担当から説明します。
- 議長（宮本裕之） 学校教育課長。

- 学校教育課長（石坪隆雄） 議案第105号、和解及び損害賠償の額を定めることについて、学校教育課からご説明をさせていただきます。議案集3ページをお開きください。1、事件名、平成29年（ワ）第762号損害賠償請求事件、平成30年（ワ）第197号損害賠償請求事件。2、裁判所、広島地方裁判所。3、和解及び損害賠償の相手方、記載のとおりでございます。4、事件の概要、本事故は、平成28年2月2日午前11時45分ごろ、北広島町立芸北小学校の体育科の授業中に、芸北国際スキー場グレンデの上方からスキーで滑降していた児童と、下方左からスノーボードで滑走してきた丙とが、出会い頭に衝突した事故でございます。5、和解の内容、本件事故についての過失割合を児童30、町40、丙30とし、この割合に応じて、損害額の負担割合を甲15、乙15、町40、丙30とする。町は、下記6の額を賠償する。なお、本件損害賠償のほか、町及び相手方の間には、一切の債権債務関係がないことを確認し、今後いかなる事情が発生しても、双方とも異議の申し出をしないことを確認する。6、損害賠償の額、町が甲に支払う額1283万9559円、町が乙に支払う額1283万9560円、町が丙に支払う額2494万9385円。以上、ご審議のほどよろしく申し上げます。
- 議長（宮本裕之） これをもって、提案理由の説明を終わります。本案については、後日、審議、採決を行います。本日の日程は全部終了しました。これで散会いたします。なお、次の本会議は、12月18日午前10時から審議、採決となっておりますので、よろしくお願いいたします。

~~~~~ ○ ~~~~~

午後 2時 32分 散会

~~~~~ ○ ~~~~~